〈参考資料〉

- 1 インドネシア森林現況(カリマンタン鍋)
- 2. H. P. H所持者の国内木材加工業の振興及び木材供給義務に関する朴葉総局長布告
- 3. 国内需要のための木材供給に関する共同決定書
- 4. 労働基準法(1969年第14号法律)
- 5. 労働法
- 6 土地取得に関する手続きと留意事項

(2 + 1) = (2 + 1) + (2 +

1

インドネシア森林現況

第一舟:カリマンタン

(農業省, 林業総局, 計劃局告示為10 1976年)

B

次

前文

1 序言

■ 基本データ

■ 地区の自然状態と気候

1 趋 形

2. 土 壌

3 気 気

N 森林状態

1 热相

2. 林分材積

Y 森林利用

N 氨 約

査 料

添付書類

1 均質図 1:7,000,000

2. 林相図 1:7,000,000

3 植物図 1:2,000,000

4. メランティ樹分布図 1:2000,000

前文

森林の最大限,かつ継続的な利用,を達成するためには,信頼できるデータにもとづいて,国 家的規模での利用計画が必要である。

・上記データの必要性を満たすために、需要計画作成局はインドネシア全土にわたる森林について潜在可能図と簡単な解説とを纏めた。この編集に当っては、全インドネシアを、八地域に分けた。即ち、

- 1 北スマトラ:とれはアチェ、北スマトラ、西スマトラ及びリアクの諸州を含む。
- 2. 南スマトラ:とれにはジャンピ、南スマトラ、ペンクール、及びランピングの諸州を含む。
- 3. カリマンタン:とれはカリマンタンのすべての別を含む。
- 4. スラウエシとマルク:これはスエウエンとマルクの全州を含む。
- 5. イリアン・ジャヤ:全イリアン・ジャヤを含むo
- 6 南東諸島:南東諸島全部。
- 2. 西部ジャワ:西部ジャワ州o
- 8. 中部ジャワと東部ジャワ:中部ジャワ、東部ジャワ,及びヨグマカルタ特別区を含む。 との編集に当っては、1976/1977年度森林台標作成、認定計画実施予算からの支出によっ て行われた。またその編集はデータ収集・処理支局に委任された。

との作業結果は遂次発行される。

以上,有用であることを騒う。

森林計画局長

Ir. LUKITO DARYADI M. SC. NIP. 080010477

1 序 曾

本書の重点は森林の状態関係におかれ、面積、位置、朴相、立木の組成及び立木幹材積(本数と材積)並びに朴業関係の若干のこと、を含む。

使用のデータは、第二次世界大穀前に収集されたデータから始まり、本年初頭に収集されたデータまでの一切のデータが使用されている。新しいデータと比較することなく使用されている旧データは、植物踏査結果のデータであり、森林構成データである。データ収集の方法により、使用データは、野外観察、航空写真解読、航空観察の諸結果、及び、既存のERTS作成の写真の解読結果とから成立つ。

処理結果及びブール求抗計を用いて地図を制定した結果、全陸地 53,944,000 ha の 5 b, 従が 35 am 以上の樹木が生育している地域は、 58,018,000 ha (70,47%) であった。データ処理結果は、解説と植物図、並びに添付の図に舞入されている。

■ 基本データ

本書頻集に使用されたデータは主として、踏査結果、株分材積、航空写真読解によるデータ、 並びに趋形図及び土地利用図から得られた植物データである。

1950年以前には林業積基課が、カリマンタンにおける朴業計画作成のための路査を数多く行った。こうして求められたデータは主として、朴分材積に関するものであった。

このデータは特に L. W. HANIBALにより、1952年の移尺:2,500,000のカリマンタンを含むインドネシア植物相図の作成、及び Dr. Ir. H. J. SHOPHUYSと共著の1952年の 格尺:1,000,000 のカリマンタン図の作成、に用いられた。

カリマンタンの林業発展に関連し、1966年以降、林分材積の調査活動は極めて活発になった。この年から1957年末までに、この地域の545%について、010から025%の集約度で調査が行われた。

20mの中で別樹帯が設定され、6kmの間隔で租級的に設定された。非塩水林の別樹帯においては、直径35m以上のすべての健全な木の枝と均上根間の樹窩と直径の割定を実着した。また荷港林においては、直径7m以上のすべての健全な木について割定が行われた。

直径は130mの高さ、または地上根上20mの所でpi(T())を使用して弱った。樹高はCHRISTON割高器を使用した。

所在樹木名は所在の同定樹から取り、学名は朴美母究所編集の樹名表から求めた。この樹木名 調査については、植物標本採集を含む踏査によって行われた。経験により、商業上重要な樹種に ついては、経験豊富な教員による同定樹から得た名称は信頼できるものであるという結論がでた。 この調査は海抜0mから1200mの間の高さの追載で行われ、その大部分は500m以下の高 さであった。 入手できたデータは主として森林の分布,立木幹材積と組成に関するものであった。

招沢林、泥炭土林及び乾燥地林については、樹木は、樹冠りつ閉が直径 3 5 m以上の樹木によって支配されている木質植物である。および、その面積に基いて適切に記録できるものである。 といり規定を定める。

海湖林については,森林は,1m以上の別高直径のあるRh 1 20 PHORACACA,SONNE-RATIA,AVICINIA,を主とする樹種により形成されるすべての木質植物である。前記の直径が 1mに満たないときは,森林はないものとして示す。しかしこのような林相が広範囲にあることは稀である。

実地路査のほか、1972年末まで化、全該地の土70多までの面積については、航空製量が行われている。多くの地区では、二度以上の製量が行われた。製量は地上1000から1500フィート、平均の高度で行われた。

との地域についての航空写真社優めて少い1975年までに撮影し、その写真が完成している地区は、写真稿図1:10,000から、1:50,000までで、20多以下である。との写真についての植生解読は民に実着されている。

作成務みの全カリマンタンを包含する地形図は、移尺1:500,000で、最小150mの等高 線高度差である。もっと大きい結尺の地図は、数俣の地区について作成されているに過ぎない。移 尺1:50,000の地形図が、西カリマンタン州の一部について、1970年から1974年に製作される。

■ 地区の物理的状態と気象

1 趋 形

カリマンタンは北韓 1°25′,南韓 4°20′の間,東韓 1 0 8°40′と 1 1 9°0′の間に位置する。

行政上その中に包含される諸鳥を含め、カリマンタン陸危面積は、約53946000haである。この面積の約525は、海抜100m以下の高さの低地を形成し、この陸地の大部分は沼沢地と現地である。高度別の面積は、表1,2,3,4,5に掲載されている。

この地域にある山々は、その大部分が五つの山脈に続一される。即ち、KAPUAS HULU、SCHWANNER、MULLER、IRANの各山脈、およびMERATUS山脈である。一番高い山は、海技が2,988mのBUKIT NAWANであり、ことに東カリマンタンのMAHAKAM河とKAYAN河の源泉がある。枝いて海技士2,278mのBUKIT RAYAが、西カリマンタンと中部カリマンタンの境界、MELAWI流域とKATINGAN流域の境界にある。これらの山脈はすべて、周曲山脈を形成する。SANGKULIRANGから西へIRAN山脈、南へはSAMARINDA近辺にまで伸びる山脈も同様である。これら山脈の山麓を形成する山々は二重山を形成する。

西カリマンタンのMULLER及びSCHWANNER由縣の由々は凝結した石の瘠せを形成し,一般に極めて急な絶壁になっている。特にSEMANDANG上流のDURING由は,急斜面で,砂または泥土でできている。

重要河川には、KAPUAS河、MENTAYA河、KATINGAN河、KAHAYAN河、 BARITO河、MAHAKAM河、SOLOR河、SIMENGGARIS河がある。これら河川の下 流部は航運が可能であり、また交通上の重要な複設である。またその上機部には、多数の早瀬 がある。西カリマンタンのKAPUAS河は、殆んど年間を通じてPUTUSSIBAUまで、積載 能力25屯のモーター船の航行が可能である。

同じ大きさのモーター給が、KATINGN河では、TUMBANG SAMBAまで、BARITO 河では、BEKANUNまで、MAHAKAM河ではLONG BOHまでBERAU河ではLONG LEJANGまで、SIMEGGERIS河ではMALINAUまで航行できる。

河の上流にある早瀬は、一般に玄武岩である。

2. 土壤(趋質)

カリマンタンの土壌の詳細情報はまだ極めて限られている。ポゴールの土壌研究機関は,二 大グループに分けている。即ち平坦な境帯の土壌と丘陵、山岳境帯の土壌である。上記の機関 から得たカリマンタンにおける土壌は次の通りである。

平担趋域

2.1 冲積土

西カリマンタン及び中部カリマンタン海浜に沿って、殆んどの土壌はたい積物を基本物とする仲積上である。海岸及び河に沿って存在するハイドロモローフ神積土、及び更に陸地に入った所にある灰色冲積土、から成る。カプアスデルタ地帯の土壌研究機関が実施した研究にもとづくと、この地域の冲積土は特に、断層は未発生であり、河川または海洋からの枯土堆積物から成り、排水は不良、地下水は後く、定期的に洪水で水没する。反応は酸性から強酸性で、栄養分及び鉱物質は乏しい。下層は優く、強い酸性(pH=30)で、酸黄分が高い。

2.2 有接質土

西カリマンタン、中カリマンタン、南カリマンタン、及び奥境の大潮和付近、特に西カリマンタンのSENTARUM湯、東カリマンタンのSEMAYAM湯、R は 異食灰色有機質土質がある。特に次記のような性質をもつ、古植物質から成り、鉱物質土層上にあり、淡灰色から白色までの色をもち、土柱は紹かい、この層の下に凌灰色が灰色、青までの色で、幾分細い層がある。強い酸性(pH=30)を示し、SO(含有度が高い。このはあい、有機質土とは、厚さが50m以上の有機物質層を有し、有機物質の含有量が50を以上の土壌とするという規定(SOEPRAPTO HARDJO 1958)を達用する。KAPUAS デルタ境帯の発炭土層は4m以

上の厚さを有するものと推定される。中央部及び初から終れた部分は厚い層を成し、初に近づくれつれて、段々薄くなる。

との地方及び一般的にカリマンタン全土の泥炭土は、雨水蒸泥炭土で、栄養分が乏しく、強い酸性反応 (pll35~40)を示す。但し、河に近く、常時奥地から来る河水の栄養分の結給のある部分を除く。

2.3 ポドソル (PODZOL)土壌

西、中部カリマンタンのとの土壌は有機質土と黄赤ボドソル土の間にある。中部カリマンタンではこれは最大の面積を占め、西カリマンタンで数個所に数在している。東カリマンタンではTANJUNG SEPIKATにあるだけである。カリマンタンにおけるこのボドソル土壌は、新第三紀系たい積岩、中新世下部、たい積段丘冲積層、さんご甕、から成る。中部カリマンタンではこの岩石は湿地たい積物からの生成物である。一方東カリマンタン北部及び南カリマンタンにおいては大陸性たい積岩、その他の地域では海洋性たい積岩である。

とのボドソル土壌のいくつかの性質として一般的には、石英砂が多く、上層にピート層を形成するには十分でない(50m以下の)厚さの募業土が分布し、15m~2mの所にち密で不透水性の層(HARD PAN)が分布する。造下水はお茶のようなチョコレート色をし、酸性反応を呈し、栄養分が乏しい。また、通気は良好である。

2.4 黄赤ポトノル主壌

平坦な黄赤ボドソル土壌地域が西カリマンタン、中部カリマンタン及び南カリマンタン西部 に分布する。母材はたい積岩、または髪結岩である。西カリマンタンの黄赤ボドゾル土壌は、 KAPUAS デルタ中央部の大部分を占め、古第三系または第三系上部の岩石から成る。この海 底たい積岩はこの地域の地向斜現象によって現わけたものである。一般的に火山性髪灰岩材を 包含することは稀である。この土壌の性質としては特に、連続した桜新面が発達し、ソラム (SOLUM)は茂いものから中程度まである。緑水は良好、砂湿リロームから粘土性ローム組 成で、緑水は良好、この土壌型のうち、西カリマンタンの南部に分布するものは、深成ケイ底 塩からなり、中部カリマンタン及び南カリマンタンに分布するものは中湿髪結岩からなり、石 英からなる砂片を含む。この地域の前記土壌型はボドゾル土壌または有模質土壌と丘綾、山岳 地帯の黄赤ボドゾル土壌との間に細い地帯を形成する。

2.5 レゴソル土壌

面積は広くなく、散在している。特徴ある性質としては、新面発達が係めて少いか、全くないが、とれは上層が役食によって前り取られ、そのため母材岩が表面の大部分を占めるに至っているからである。

丘陵,山岳地带

26 ラトソル土壌

との土壌型はカリマンタンにおいては、占める面積は小さく、分散している。中程度凝結岩からなる。南カリマンタンにおける調査の結果、PLEIHARI地区で、次記のような集赤色のラトブル土壌の若干の性質が記録された、深いソラム土壌、構造及び排水は良好。

2.7 黄赤ポドソル土壌

母材は中湿裂結岩または前第三紀たい積岩または深成岩である。カリマンタンの殆んどすべての山街地帯に分布する。

KAPUASデルタの土壌原本検査の結果、酸性深成岩から成るとの土壌型のいくつかの性質を 求めるととができた。即ち、色は黄色がかったチョーコレートから、赤がかった黄色まで、上 層部の土性は、競分組から中程度で、下層部は、中から細いである。砂は石英性であり、構造 は気状、結特性は強、反応は酸性、栄養分及び鉱物質は乏しい。排水は良。

2.8 ラトゾル及びリトソルの黄赤ポドゾル群土壌

KAPUAS上流, MULLER, SCHWANNER, MERATUSの諸山原に分布。主として中湿泉結,前第三系,古第三紀,中生代,三畳紀,の諸岩石,及び変成裕岩,から成る。

SINGKAWANGにおける研究の結果、この土壌グループは主として次記の性質をもつ、土壌の物理性はやや臭、透水性は中か、早い、保水性中等、上層土壌チョーコレートから黄色がち土性は砂湿りロームから砂湿り粘土、構造はパン層状、結特性は軟。下層は赤がかった黄色、土性は砂まじりから粘土質、構造はやや急状のパン層状、結特性は軟からやや硬、反応は酸性。

2.9 褐色森林土

土壤研究所で行った研究の結果、この土壤型は、SANGKULIRANの地区及び東カリマンタンのKARANGAN河旋域で、始めて発見される。地形は丘陵、山街を有し、波状の南部はやや波打っていて、第三紀時代のしう西丘陵がある。土壌は斯面発達を有し、石灰岩母材と泥灰土から成る。数傷所では粘土母材と分解石英、岩石片及び腐敗鉱物から成る砂岩とで形成される。鉱物質保有は極めて低い。新面のある土壌は、やり伐から中、侵食を蒙り易い。及透性は中等、地下水面深く、排水は中。上層土壌はやり灰色の褐色から黄色がちの褐色、土性は細土退りの粘土からローム、構造はベン屑状から境状、結特性は軟から硬である。下層は黄色がちの褐色ローム、やり粘性から粘性、構造は遠状、軟から便、上部層は酸性から中性(PH650~200)の反応。下部層は、有機質及び窒素含有度は中から高。POとKOR低から中、COは高。上記の土壌型の外、限定的な分布をするその土壌型がある。土壌型の分布は地図りれ示される。

3. 绒象

KOPPEN分類によれば、カリマンタン気象観劇所のデータは、この地域の殆んど全域が、 Afa 気象型である。ほかの気象型の存在を示す観劇所が、東カリマンタンのTANAII MABUNG とTANJ UNG PELAGABR ある。上記の二つの地方の気象は Ama 気象型で、 降雨量は年化 280 1 mm平均である。

BERAGEにより収集された降水量データから見ると、カリマンタンで最低の平均降消量はSANOKULIで、年間1625mmであり、Q値=166である。一方、最高降消量は、西カリマンタンのKAPUAS河上流域のPUTUS SIBAUで観測され、年に4341mmでQ値=26である。

SCHMIDTとFERGUSONにより作成された気象分類によれば、カリマンタンの気象はA 及びBの気象型に属する。A気象型は殆んど全部の地域にわたって居り、他方で、B型気象は TANJ SUNG PUTIHから東へLAUT島南部に至るまでの中部カリマンタン南と南カリマ ンタンの海岸、及びSANGKULIRANGから南へMAHAKAM河の流域の一部に見られる。

N 林 汉

1 林相

カリマンタン及び行政上その中に含まれる島々は、55,946000haで、その78度 社森林である。森林面積と他の積物面積は次記の表に掲載される。

(I) 森林,海嵩林を含む 38.018.000 ha

(2) 葦原野 1,200,000 ha

(3) 叢林とその他の植物 13.782,000 ha

(4) 農耕, 部落用地 946000 ha

計 53,946,000 ha

鳥族による各州の植物相は、表1~5までに掲載されている。

- J. BURTT DAVY作成の熱帯絶方樹木分類、STEENISの分類、及びこの絶方の土壌 的,気象的状況とれより、策者は、カリマンタンには、囚種の辞系もしくは朴相があるという 結論を得た。さてこの囚種の群系とは次記の過りである。
- (1) 熱帯降雨林、(2)、熱帯泥炭林、(3)、熱帯淡水沼林、(4)、熱帯マングロー林。 何人かの専門学者、特にCCGT VAN STEENISH、すべての降雨林は一個の辞系に入 れられるべきだとする。海抜高度によるならば、若干数のブーンに分つことができる。砂湿り ポドソル土壌についても事は同様で、これは、BURT BAVYによれば亜群系と見なされる。 今日に至るまで、朴相分類についても群系の基本的別紹についても意見の統一がない。

COOT VAN STEENISが作成した熱帯低植物分類表を、表しに掲載する。

and the second of the second o

表1 自然的熟带低地模遏相 (C. Q. S. VAN STEENIS 1957による)

年間降雨量分布	水の量と質	水と土壌の状態	地形的状態	極 盛 相
	氾濫水,貨栄養	塩水	干葡墩	1 塩水林
		谈 水	深氾濫	2.稻沢林
			浅 氾 酱	3.水生植物
影智なし			急旋	4.资水植物
		砂混り	海岸たい積	5.群 系
	乾燥地	砂または石混り	海岸後背地	6群 系
		粘土/ローム	平 坦	2.ピート土壌朴
常湿	氾選水,貨栄養	ボドソル砂	殆んど平坦	8石英質砂混りの ポドソル土壌林
	乾燥地	其他の土壌	平坦か丘陵	8降雨林
季節有り	乾燥地	各種土壤	平坦か丘陵	10季節林

実境調査、 踏査及び航空調量の結果にもとづき、各種基相については次のように記述することができる。 尚、その分布については境図 2 に掲示されている。

(1) 熱帯終雨林 (TROPICAL RAIN FOREST)

旁域1:中高,高圪跨南林(TPOPICAL MONTANE RAIN FOREST)

海抜1000米以上の高度にあるすべての森林を含む。追計図にもとづいた計算では、この追 域はその面積は3743000haある。航空測量結果によれば、一部は灌木林と叢林である。と の森林帯面積は3577000haに達するものと推定される。立木データを得るための特別調査 は未だ行われていない。

带续2:低၆降雨林(LOWLAND TROPICAL RAIN POREST)

この辞系は、C. G. S. VAN STEENIS作成の熱帯低地植物分類中化記載される極盛相と同じである。平地または丘陵総等各種地形、土壌、及び常湿気象化存在し、降雨量は年平均1600mmで、A型またはB型気象化属する。

カリマンタンドおいては、海抜も000mまでの高度の乾燥地にあるすべての森林を含む。全部で30,521000haの面積はすべて二羽特科温交森林である。最大のha当りの林分材積を有する樹種を基本として、この中には前記の科に属する樹種の群集があり、数個所にはAGVIHIS BORNEENIS WARBの群集がある。この群系は土地的相違による影響により組成差のある最大の潜在可能性をもつ。

立木は三層の樹短層をもつ。最上の樹短層は一般に二羽柿科の樹種が優勢である。特に、SHOREA、DIPTEROCARPUS、DRYPDALANOPS、及びHOPE属の樹種が優勢。その他の橋の樹種としては、VATICA、ANISOPTERA、COTYLELOBIUMで、PARASHOREAが最大のものであり、またこの地域では、大きな鮮の中で見ることはなく、第一樹冠を形成する。UPUNA BORNEENIS SYMはめったにない。他の属で最上樹短層を共に形成している他の科の樹種には、KOOMPASSIAがあり、特にKOOMPASSIA MALACCENIS MAING、DURIO CARIANATUS MAST、SCAPHIUM MACROPDUM J. B. であり、SAPOTACEAE科の属では特にGANUA、MADHUCA及びPALAQUIUMであり、CAESALPINNIACCAE科ではSINDORAである。

第二樹母属では一般にLAURACEAE科の樹種が優勢である。この樹母園の形成に参加している他の科の中には、HORSPIOLDIAを主とするMIRYSTICACEAE科、BUGENIA 及びCALOPHYLUMを主とするGUTTIFEREAE科がある。EUSIDEROXYLON ZWAGERI T et B及びEUSIDEROXYLON MALAQANGI SYMが、海抜25~100mの高度で傾針した丘陵地帯にあり、第二樹母園の中では常に優勢を保ち、若干の賃所では優分集を形成する。LAURACEAE科のうちで一般に多く生育する歯種はALSEOVAPHE、LITSEA、及びCRYPTOCARYA、及びPHOEBEであり、また主として西カリマンタン及び中央カリマンタン西部の漫園所かにはCINNAMOMUM PARTHENOXYLON MEISSNが多い。

最下樹冠層は幼樹及び養林、ならびに造枝養林が形成する。

中部カリマンタンのSAMPIT河とSERANAL河との間の急区,及び東カリマンタンの PEDADA河流域の,低平絶乾燥土壌林のAGATHIS 詳集観察によってこの詩集には VATICA及び,ANISOPTERA層の樹木が多いことが利った。

一方SHOREAは稀少であった。 記土壌における群集では最上樹冠層は AGATHIS HORNEENS IS WARB., SHOREA LEPROSULA MIQ, または SHORHA BALANQUERA MIQ. 及び GONSTYLUS BANCANUS KURZ の各嵐種が形成する AGRTHIS 群が生育する母材岩石の種類, 及びその位置が全く起瀉している点から見て, カリマンタン形成時の境理学的現象に起因する瘠せた傷所の群集であると結論できる。

西カリマンタンの河の上流域では石は石が多く、急流が多いが、河岸には DIPTEROCARPUS TAMPEHES V. SL. が政育する。

また、丘陵地帯主境の森林では、最上樹短層はSHOREA SPD., DRYOBALANOPS ABNORMIS V. SL. 及びHOPEA SPP. の各樹種により形成される。 この地域に多く 生育するSHOREA 樹種は、主として、SH. STENOPTERA BACK, SH. GYSBERT-SIANA SYM, SH. PINANGA MIQ., SH. COMPRESSA V. SL. 及びSH.

Control of the Contro

VIRESCENS V. SL. である。その外にVATICAもあり、直径は150 m にも達し、最 上樹短層を形成する。

この群系の亜群系はその中には、石英砂混ちりボドソル土壌林亜群系もある。この亜群系は C. G. G. T. VAN STEENISの極盛相林草生原野と同じである。石英砂ボドソル土壌の 乾燥低平地、及びビート土壌を形成するには不十分な腐植層のある表土では極盛相を形成する。 その大部分は中部カリマンタンと西カリマンタン南部にある。立木は、最上樹冠層と最下樹冠 層を有するのみである。第二樹冠層はない。樹木はあまり良好な環境をもつていない。

ha当り平均樹幹数と材積とで表わされる林分は極めて低い。下木林はめったれない。樹高 は一般れ 2 0mに達するに過ぎないのである。

中部カリマンタンのMENTAYA河支流のSERANAU河流域,及びKAHAYAN河流域で行われた。須樹帯にかける観察の結果。最上朝廷層を形成する樹種は、主として、SHOREA TEYSMANNIANA DYER, HOPEA DRYOBALOIDES MIQ., CALOPHYLLUM SCHLEROPHYLLUM VESQUE, PALAQUIUM SPP., GONYSTYLUS BANCANUS KURE, KOOMPASSIA MAZACCENSIS MAING及びTETRAMERISTA GLABRA MIQ. であった。数魯所にかいては、VARNONIA ARBOREA及びCOMBRETOCARPUS ROTUNDATUS DANSが大規模に生育していた。

② ピート土壌林型

とればカリマンタンのピート土壌に生育するすべての森林を含み,各利川のデルタ,及びポ ドゾル土壌または危種の土壌を有するたい積土壌に位置する。との森林の面積は 2,400,000 ha に達するものと推定される。

ピート土壌林は河川の左右に位置し、常時干済の影響による河水の入れ替りを薬る。大部分は RAMMIN (GONYSTYLUS) 群集を形成する。この群集は大河の河岸から50~5000mの所に位置する。また、小河川においては、25~2000mの距離に位置する。

距離的Rより近い所では沼沢林群系を有するたい積土壌がある。一方、距離が遠くなると、 退合立木がある。

RAMIN詩集においては三層の樹冠園がある。第一樹冠園、もしくは最上樹冠閣は主としてGONYSTSYLUS樹種により形成される。西カリマンタンにおいては主としてG. BANG-ANUS KURZ., G. MACROPHYLLUS A SHOW, で, G. KIETHII A SHAW は北部にある。一方中部カリマンタンと南カリマンタンにおいて多く生育しているのはG. BENCANUS A SHAWである。

最上樹冠を形成する危樹種の中に社SHOREA ULIGINOSA FOXW., TETRAME-RISTA GLABRA MIQ., DURIO CARNITOS MAST, CTENOLOPHON PA-RYIPOLIUM OLIV, DYERA LOWII NK. F., PLRTYMETRA SP., DAC-

TYLOCLADUS STENOSTACHS OLIV., PALAQIUM COCHLEARIS H. J. L. 及びKOOMPASSIA MALACCENSIS MAINOがある。

第二樹短層はLAURACEAE科の樹種で形成され、中に、ALSEODAPHNE COREA-CEAE KOSTERM、ENDIANDRA RUBESCENE MIQ、及びLITSEA SPがある。他の科の樹種としては、MYRISTICA INNERS BL.、HRFIDEZDIA SP.、GARCINIA DIOICA BL.、PLECTOZONIA CONFERTS B ct H及びEUPHORBIACEAE及びIRISTANIA科の樹種で主としてEUGENIA及びIRIST-ANIAであり、またEBENACEAE科の樹種では主として、DIOSPYROS EVENABACKである。

下部樹冠層は養灌木から成り立ち、主として、ANNONCEAE科及び幼樹、並びに養林で、その中にCRINUM SP. がある。GONYSTYLUS 群集の後方に位置する混合群集には、ANNONCEAE科の樹種が見られ、主としてCYATHOCALIX(4)、CYATHOCALIX(2)及びMEZZETTIA PARVIFOLIA BECC。

(3) 沼沢林相

これは常時もしくは規則的に核水が氾濫するたい積土壌に生育する自然林である。河川の左右岸の沼沢林、及びJ. BURTT DAVYが、河岸林群系及び沼沢土壌PALMA(しゆる科) 林群系であることを指摘した沼沢土壌PALMA林である。この鳥の沼沢林面積は1250,000 ha に達し、その大部分は中部カリマンタンにある。

との林相に主として河川の左、右岸に分布し、小箱尺で正確に着図にすることはむつかしい。 立木相成区別にもとづいて混合群集およびニブン尼子(ONCOSPERMA)優分集に区別する。ニパ尾子(NIPA PRUCTICANS WURMB)優分集は森林とは認められていない。 河川西岸の混合群集においてはHERITERA LITORALIS L. 群があり、数ha の面 様で常に優群集を形成する。との樹種は西カリマンタンと中部カリマンタンの河川のデルタに 多く生育する。

河川から遠い所にあり、深い水が氾濫している所の混合群集は三層の掲録署をもつ。最上街 短層は主としてXYLOPIA SP., PALAQUIM LEIOCARPUM BOERL., SHO-REA ULIGI FOXW及びCAMPNOSPERMA MACROPHYLLA HK. f. により形成される。第二掲録器は主としてEUGENIPERA、及びCUTTIPEREAE科のGARCINIA 掲種で形成される。時々投く水没する地域では、最上樹短層は主として、SHOREA ULI-GINOA FOXW., KOOMPOSIA MALACCENSIS MAING., DURIO CARI-NATUS MAST, TETRAMERISTA GOLBRA MAST, CAMPROSPERMA MINOR CORNER及びTRISTANIA SPP. 樹種により形成される。第二處短層は主としてANA-CARDIACEAE及びEUGENIA樹種で形成される。

and a supplied to the second of the control of the

とれた加えて、中部カリマンタン西部、特にSAMPIT河、PEMBUANO河、KUMAI河 及びKOTAWARINGIN河の流域にはSHOREA BALANGERAN BL. の後分集が、数 haから数百 ha の画様で存在する。

との沼沢林には、商業上RAMINと呼ばれるGONYSTYLUSの名樹種は見られない。

ONCOSPERMA優分集はNIPA 椰子復分集と、混合群集との間にある。カリマンタンでは このONCOSPERMA優分集はKAPUAS 河デルタの南部、及びPADANO TIKAR島に生 育する。3,000 ha までの面積の土地、もしくは分散して生育する。主としてKUBU河付で南 に向ってKWALAN河口まで、及びPADANO TIKAR島北岸近くの東部に生育する。

他の各州では殆んど見られない。

NIPA優分集は混合群集または海嵩林のあるNIBUNO 子優分集の間にある。数個所では 大河の河口岸の混混りの海岸の最先端植物を形成する。

この優分集社大河の河口、特にBARITO河口、KAPVASデルタ、MAHAKAM河、及び東カリマンタン北部のSIMENOGERIS河、で広い面積をおおう。

(4) 海葱林相

混床海岸にある。立木組成に基づいて、図貨の優分集、彩ち、AVICENIA、SONNER-ATIA、RHYZOPHORA及びBRUGUIERAの優分集に分かれる。ある地域にこれら優分集が存在するのはまったく、要因、特に土性、土壌化学及び水の深浅及び流動によって定まる。カリマンタン全体での海密林の面積は270,000haに達する。

カリマンタンにおいては、AVICENIAは強い波のある海洋に直接面している河のデルタに あることが利る。特にMAHAKAM河にこれがある。

樹木は直径60mに達する。KAYAN河、SESAYAP河、SEBAKUNG河、及びカリマンタンのSIMANGGERIS河、等の河口でも同様である。

SONNERATIA 優分集は中部カリマンタン南海岸、及び東カリマンタンの各河口、に沿って、50~200mの網い帯状帯を形成する。SONNERATIA 樹種は、河口付近で、干清の影響の及ぶ距差いかによるが、上流 5 kmまでの、河の左右岸にも分布する。西カリマンタンにおける、この優分集の大きな面積の拡がりを PADANG TIKAR 海飲付近及び KUWALAN河口付近で見ることができる。

RHIZOPHORA 優分集が河または、深く、波が少く、洗のある海線の岸に分布する。しかし、数偶所においてこの優分集は、泥があり、深く、波の少い海岸で先駆樹種を形成する。 十分の広さの RHIZOPHORA 優分集が、PADANG TIKAR海峡、MAHAKAM河、KE-LAI河、KAYAU河の各デルタから東カリマンタンのMENGGERIS河デルタにある。

数個地区、特権MAHAKAM河口ではこの優分集は、AVICENIA優分集の後方に分布する。生育する樹種は主としてRHIZOPHORA MACRONATA LAMKである。

BRUGUI BRA 後分集がより高い、海から直接の塩水をかぶらない部分に生育し、一般に RHI ZOPHORA 後分集の後方にある。この後分集は、海潮林から紹沢林または低地熱帯林と お境界植物または瀬移帯を形成する。

2. 林分材積(立木幹材積)

森林植生地域の林分材積は、ha 当りの本数 (N) と枝下と地上根間の樹幹材積 (V m) で示される。海鷸林においては林分材積は、直径 3 0 m以上の健全樹全部について計算される。他方、他の林相においては直径 3 0 m以上の健全樹全部について定められる。林分材積は林分材積調査結果にもとづいて計算される。よりよい模観を得るために、地図 3 に掲載されている造り、ha 当りの平均林分材積の大きさに基づいて森林層化が実施された。この層化において、次記の規定によって 3 つの階層に区別される。

海蘭林を除くすべての森林について

第1階層:中密林, 直径50m以上の樹木についての平均基分材積が80m以上。

第書階層:中密林、直径50m以上の樹木についての平均林分材積が40~79㎡。

第**1**階層:疎林、直径 5 0 m以上の樹木についての林分材積が 3 9 m以下

植生図及び株分材積図(地図3)について、罰定の結果、表1から5に掲載のとおり海抜か らの高度別に詳細な、立木の面積と密度のデータが求められた。

商業的にMERANTIと称されるSHOREA 属の樹種分布図を求めるために、下記の通り層化を行った。

MERANT1 密林, 直径 5 0 m以上の樹木の基分材積が平均 5 0 m/ha 以上。

MERANTI中密林、直径5 0m以上の樹木についての平均林分材積が25~49㎡/ has

MERANT I 菸林、直径50m以上の樹木について、平均朴分材積が24m/ha以下。

他方において商業上BALAUと呼ばれているSHOREA及びHOPEA属の樹種については、 特化との危力ではSHOREA LEAVIFOLIA ENDERT、及びULIN樹種(EUSIDE-ROXYLON SWAGERI I et B及びEUSIDEROXYLON MALAGANGGAI V. ST)樹種であるが、これについては、これら樹種が、おのおのの直径50m以上の樹木の林分 材積が5m/ha以上ある場所について掲載した。

TENGKAWANGの実を産するか、大きくなる可能性のあるSHOREA 樹種の分布を示すため住民の為に地図に、輸出TENGKAWANG果実の産出場所、または時季の其処の住民にとってTENGKAWANG果実収集が最重要の副業となる場所、掲載されている。

AQATHISの分布を知るためにAQATHIS群がある場所を掲載した。この地図作成は、 AQATHISが群を成して生育し、あまり多くないので、あまりむつかしいことではなかった。 また、現地踏査でも航空標定でも容易に識別できた。

The constant of the contract of the contract

商業取引上RAMINの名称で知られている。GONYSTYLUS 樹種については、35cm以上の直径の樹木については、平均が2.5 m/ha 体分材積をもつ場所が地図に作成された。

程験によって制樹帯で 2.5 ㎡/ha 以上の平均林分材積がないときはこの制樹帯区域には事業上十分な意義のある RAMIN群はないからである。 RAMIN林の層化は下記の規定により、作成された。

RAMIN密林,直径35m以上の樹木について平均が40m/ha以上の朴分材積。

RAMIN中密林、平均材積が20~39㎡/hao

RAMIN疎林, 平均材積が2.5~19㎡/hao

地図作成は面積が2,000 ha 以下で散在している所を避けて行われた。

森林のある地区のha当り平均林分材積は各階層において次式で計算される。

$$\overline{V} = \frac{\sum V.1}{\sum 1}$$

ととれ

V= ha 当り平均材積 (V m)または本数N

Y=剝樹帯において森林のある地区のha 当り平均材積 (Yil)または本数N

1=劉樹帝の面積

上記の式で、森林区 ha 平均林分材積が各階層において、全区、各林相及び若干数の群集について計算され、また商業樹種につき DIPTEROCARPACEAEと非 DIPTEROCARPACEAE 及びその他の樹種に分たれる。ここで商業樹種とは、通常、建築、合板、彫刻及び家具類の材料として用いられる材本を産出する樹種をいう。カリマンタン及び各州の非海湖林の平均林分材積は表7、8、9、10、11に記載される。林分材積計算結果から、また地区の物理的状況並びに路査結果を考慮に入れて、いくつかの森相における結論を見ることができる。

表し カリマンタン化於ける高度別の有森林・無森林の面積 (面積×1000ha)

		海蘭林	を終く	有森林	K		<u> </u>
高度(海技, m)	密	中签	챯	合計	デ - タ 未だなし	無森林区 と海潮林、	台 計
1 0- 100	4.053	3,752	3,491	13,296	1486	1 2.4 1 6	27,018
2. 100 500	4,682	5 2 2	556	7.560	3,553	2,906	14,019
3. 500-1000	3976	122	31	4,129	4.023	834	2166
4. 1000-1500	1,981	2 4	6	2,011	1,570	4 2	3623
5. 1500以上			_	~	120	_	120
合 討	18,812	4,100	4,084	26,996	10,752	14198	53,944

*) 中に270,000 ha の海蘭林を含む。

表 2 西カリマンタンにおける高度別の有森林・無森林区の面積

(面積:1000ha)

		何陽	林を除	く有森	基区		
高度(高抜, m)	密	中街	蘗	<u>a</u>	データ ないもの	無森林区 と梅蘭林	<u>ā</u> †
t 0 100	710	1493	528	2,731	1,486	4,995)	9, 2 6 6
2. 100 500	325	48	208	581	1740	1986	4.307
3 500-1000	7 3	19	3 0	122	903	-	1025
4. 1000-1500		4	6	10	112		122
5. 1500以上				_		_	
青	1,106	1,564	772	3,444	4,241	4,985	14.670

*) 中に 40,000 ha の海鹬林を含む

表 3 中部カリマンタン高度別の有・無森林画積 (面積:100ha)

		春 勮	林を飲	く有森	林 区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
高度 (海抜, m)	密	中密	疎	<u>=</u>	資料無し	無姦恭区 と海燕林	Ť
t 0- 100	398	1,755	2,4 6 3	5,116		3.620)	8,736
2. 100- 500	1,491	83	212	1791	8 4 3	672	3, 3 0 6
& 500~ 1 000	2, 3 8 5	1	_	2, 3 8 6	726	128	3,232
4. 10081500	296		-	296	123	2 1	440
5. 1500以上	_				7		7
計	5,070	1844	2, 6 7 5	2,589	1699	4,433	15,721

*) 荷閣林 1 0,0 0 0 ha の海閣林を含む

表 4 南カリマンタンの高度別の有森林・無森林区面積 (面積: 1,000 ha)

		海 潮	林を除	く有森	林 区		
高度 (密	中密	疎	2 1	資料無し	無森林区 と海葱林	ā†
t 0- 100	462	123	3 2 8	910	_	1575)	2,489
2. 100 500	616	100	136	852	'	178	1630
3. 500- 100 0	40	100	1	141	-	135	276
4. 100015 00	6	20	_	2 6	-	2	2 8
5. 1500以上			_				
富	1124	348	457	1929		1894	3,823

x) 中に200000haの海影林を含む

表 5 東カリマンタンの高度別の有森林・無森林区面積 (面積:1,000 ha)

		海閣	を除	く有森	k 区		
高度(海抜, m)	審	中密	弶	ät	資料無し	無森林区 と海蘭林	āt
t 0 100	3,983	376	180	4, 3 5 9		2,218)	4577
2. 100 500	4,250	8 6		4,336	70	70	5, 3 7 6
\$ 500- 1 000	1478	2		1660	2,394	579	4,633
4. 1000-1500	1679	-	-	1679	1,335	19	3, 9 3 3
5. 1500以上					113		113
āt	1 1 3 9 0	464	189	1 2,0 3 4	4.812	2,886	19732

*) 中に 2 0 0,0 0 0 ha の海剤林を含む

表も カリマンタンの林茵積

径35cm以上のラミンの ha当り平均材積(nl)密度	酉カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	នីវ
1 密, 40㎡/ha以上	202,000	458,000		8 6 6 6 6 6 6
2. 中 密	361,000	642,000	27,000	1030,000
3. 弶, 2.5~19加/ha	878,000	775,800	1 & 0 0 0	167000
ā	1441000	1,875,000	43,000	3,360,000
4. 自然保存地		240,000	_	240,000
合 計	1441000	2,116000	43,000	3600000

*) 竦ラミン林を算入

税2 セントソッソのサアカ南省整路隔距茶、筋肉茶の1~十級茶のロョ泊の年起外類のカ塩物(1/尾)

					多田	20 報查金	喜田路稅赵蔚 50 6年以上	平為			付落材查 角	夏蒙 "	. 🕶	名 題	製	
į		\$		奈山	答		状	東 吳 田 H 若	套	读						
	_	(100013)	J.	£	(T) + (E)	Ţ	£		£	1+1	三 0 0 0 0 1	干浴#	5 0 cm以上	中海	35年以上	中发1
			Z	N V/#	z	N V/m	Z	N V/m	Z	V/m	į	N V/m	Z	N V/m N	z	V/m3
	8	18.812	12.77	61.54	16.55	16.55 78.16	2.08	6.88	4.01		24.58	12.48 24.58 10799	30.36	30.36 121.75	8008	: 6 6.2 5
· «	\$4 -⊞	4,1 00	4.59	17.29	27.8	8 6 9 9	5.27	1 0,4 1	4.78		5.1.3.1 8.00.1 7.00.00.1	51.8	2191	60.28	30.20	8 6 % 8
	餐	4,0 %	1,95	6.46		5.41 12.00	2.7 5	8,7 9	۶۵ ۵ ۲۵	3.67	2.54	25.42	28.42 11.53	28.65	30.69	5419

改の 屋セントソダンの配着整施厚医疾・陷除袋 カート州最のこれを外数社様の日本数(A/K)

					含田	·	含丑冠级粒葱 50 6 2 寸	以上			台灣彩舊母	學		্ ধ	多	
Ş		\$		祭 11	支程		最	英英农川品	奖	建	•]	0 € 7	7	6 10 20	म 74 % ४ %
a	. ご a	1,000ha)	Ů	£	(1)+(±)	Ĵ	£	~	1 + ±	x	十大場のの	4		ξ 1		
			Z -	N V/m	z	N V/m	z	V/m	Z	74/1	N V/m N V/m	1/11	N V/m³	\ / m }	×	N V/m
	Į.	1,108	1.09	بر 100	5,65	5.65 27.90	5.19	5,19 19,72	7.01	26.68	26.68 18.52 77.48	7 7.4 8	2 5.8 6	25.86 : 01.87	8 & & & & & & & & & & & & & & & & & & &	56.49 137.48
: 0		200	2.1 &	80 80 73	5 5 6 8	5.65 25.19	4.74	۲. در در	407	20.47	20.47 12.24 49.60	19.60	16.35	59.94	3909	86.75
85	氢	772	1	J	0.8 7	0.87 5.51	9 6 1	હ લ	89 1		11,45 4,77 1271	1771	7.53	25.56	23.84	45.0 6

(+) + (+) (+) (+) (+) N N N 16.53 75.74 1.03 5.41
1,77 5,40 2,97
> 23 4 70 4 80 4 6 4 0
12.05 54.76 16.53 73.74 5.00 19.04 8.71 32.79

級-ロ 医セニトソダソの移着整倍弱医炎。 筋武装の11年11期の12到2平岩光数C2を後(1/1)

					亳	喜 丑 密 梁 愈 顏	※	黨			会路驳查给	拉角	7	各	變	
图	展	图 .	,	露 日	存存		採	是 码 II	提	灰						
	Ċ	, a d o o o t	,	£	+ (+)	1	(£)	•	£	(-) + (+)	千分2008	小人	500m以上	干冷	350m以上	五十
		:	Z	٨	N	Λ	N	٨	Z	>	N	۸	Z	Λ	~	Λ
ę.z	额	1,244	9.52	62.18	12.63	2.63 7812	1.62	4.74	4.7 4 2.44		2138	825 2138 11440 2775 15362 4849 15942	27.73	1 5 3.62	6787	15842
~	B D	2 2 8	3.3.1	19.56	6.90	6.90 40.65	တ ဟ ဝ	2.29	r- ⊕ 03	4.2.1		9.47 4628 12.87 5627 30.64	12.87	5627	30,64	77.48
N)	錾	457	2.63	11.41	4.90	4.90 2.141	2.13	5.84	3.20	8.70		950 3264 1198 3947 2876	1198	39.47	2876	60.91

労・・ メセントンダンの商勘繁約弱色茶、筋飲粒パー・ 米セントンダンの商勘繁約のお数(N/K)

新 田 路 X			<u>-</u> -				
R : 近 後 日 路 終 巻 音	變	.: 2	년 1 1	>	157.8	0) 4- 0)	
R : 近 後 日 路 終 巻 音		•	30	×	5122		†
R : 近 後 日 路 終 巻 音	数		1 X	>	12656	S 2.1 8	1
R : 近 後 日 路 終 巻 音	æ	,	S 0 CM	Z	32.43	1 % 0 %	!
R : 55 A 2 A A A A A A A A A A A A A A A A	鱼鱼		以上	Λ	112,90	44.26	ŀ
R : 55 A 2 A A A A A A A A A A A A A A A A	· 於 別 於		S 0 cm	z	2630	13.84	į
展 田 窓 彩 整 高 (1000ha) (1000ha		喜	1	>	1 5.50	6.4	1
(1000ha) (1) 25 名 45 日 35 彩 巻 25 (1000ha) (1) (1) 名 45 45 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		提	+ £	z	4.59	4.	ì
R : G A	蒙			>	6.80	6	ı
展 出 窓 (1000ha) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	整	本	£	z	2.0 8		ı
成 : 近 後 1			\mathfrak{T}	>	5.19	7.7.3	
成 : 近 後 1	H	茛	+		8 8	53.	,
版: 近 数 (1000ha) (11.390 中 4.80	葎	差	£	Z	1	87 68	
版: 近 数 (1000ha) (11.390 中 4.80		深川	· ~	>	69.14	24.69	i
反			T.	2.	14.10	7.59	1
反		高	0000	•	11.390	797	0 0
भूत स्थापात स्		展	<u>;</u>			自	簽簽
		够			نہ ا	<i>6</i> i	ะวั

11 低起熱帯降雨林(石英砂混りポドソル土壌林を含ます)

との林相は殆んど全部が、50m径以上の全樹木の材積が平均80m/ha 以上の密林を形成する。との密林の大部分において、同様に密なMERANTI(SHOREA SPP)樹種が生育する。

この群系林の ha 当り平均林分材積は、表 1 2、1 3、1 4、1 5、1 6、K掲載。 立木構成の相違は、土壌を主とする土地的及び現地地形の影響による。一般に黄赤色ボドソル土壌においては良好な MERANT I 立木が生育する。 BALAU (SHORBA LEAVIFOLIA ENDERT) および ULIN (EUSIDEROXYLON) 樹種は 始んど同一の土地的状況を有する場所に生育し、西カリマンタン南部から東カリマンタン北部に延びる狭い帯状帯を形成する。

SANGKULI RANG為付近の褐色森林土壌においては、全樹種林分材積は大であるが MERANT I 立木社密ではない。 Ir WAS INK 及び Dr MEYER DREES (1948)の実践 結果によれば、DIPTEROCARPACEAE と DRYOBALANOPS、並びに SHOREA LEAVIFOLIA ENDERTは可成り大きい株分材積を有している。

黄赤ボドソル土壌に位置するこの森林群系における立木構造を得る目的で、中部カリマンタンのBARITO河支流のMONTOLAT河流域で実割と精葉集の収集と研究が行われた。この研究においては、全樹木及び全樹種健全幼樹について実別が行われた。表11に掲載の通り、実別単位区は誇査対象の樹木及び幼樹の直径の各級ととに、面積を異にする円形であった。

改-2 セニトソシンドサアの食物繁胎幕経験のPa到の特数Onが数(N/生)

				备	卷丑冠狀粒菌 20 年 对十	₩ 50 cm	비 조			公克米克斯	直角	4	夏		8
				1				1	7						
E E	₩	1	深 	是	荗	K	采 门	£	₹			,	2	i N	.9
,	(1,000ha)	£		Œ	1 +	$\mathbf{\Xi}$		T + =	\mathfrak{T}	5 a G 医交子	호 나	2 0 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ž T	0	5 5 CM 大工
		z	>	Z	>	Z.	>	z.	>	z	۸	Z	>	z.	>
														i (
63		1 5.7 5	65.48		7.25 85.80	, 6 6 5	5.71	တ တ တ	12,26	25.00	25.00 112.15 31.10 126.45	₩ 1- 1-		80.97	17500
	,	1	,		•	*		٠ ۲	8.70	1 4,10	49.92	19.69	58.70	3576	8383
₽ ~i	Ħ	52.22	00 00 00	ν, χ, 	\n : \d \o \tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	0 ? ?	ř)) :	;						
\$		ος ου	699		8.9.5.1 8.8.5.1	1.15	2.7 6	શ્ દ છ	6.6	8.30	16.71 15.10	15.10	28.89	29.89	46.17
₹		2													

					耋	田 路	裁	复			科超粉套剪	至	73	台	熨	হেৰ
							=	,	100	54						
19	三	**	1 1	(A)	支		*	<u>\$</u>	<u> </u>					,	:	
	\sim	1,000,2)	(7)		E	I H E	£	(T	1 + £	1	50000万十	平河	50年以上	北江	3 50	3.5年24日
									:	;	>	>	>	Λ	,,	>
			Z	>	Z	>	2.	>	Z	>	ζ.	>				
	ě	86.7	1.52	0 7 70	7,7 1	55.72	3.60	13.54	5.34	20 30 30 30	19.35 15.56	62.28 25.57	25.57	97.25	5640	5640 12778
		 }	! > :	• •		•				1	1		0204 2072	44.74	4474 3519	73,63
%	段 日	0 9	98 8	χ 4 4	1.62	2.08	4 2) 0	15,7 %	6.47	24 ປີ ບ	, , , ,		ì) }	; ; ;	
×i	3		ı	:	<u> </u>	1)	İ	1	1	1	1	i	'	1	*
					-											

毀しる 音館シコトソッソの総言整治等三条セコジの序述を存整

					霯	田路	然	Ž.			多要發表人	を表		₹ ¢	\$ <u>2</u>	
		;		Z 1	12 A		#	1	- 44 EX	3		Take Ticke				
E E	 E	昌泰	ī													
	<u></u>	(1000ha)			(+)	(+) + (+)	(±)		(+) + (+)	1	500000	"以上 ————————————————————————————————————	5000以上	中冷"	ເກ ເກ	2 5 cm以上
			N	>	N	^	N	>	N	۸	z	٨	Z	Λ	×	Λ
~ -	锤	5.070	14,13	62.15	18.47	85.51	0.9.0	3.2 0	28.9	10.74	2880	10.74 2380 11384 2958 12975 50.48 210.75	29.58	129.75	50.68	210.75
%	€ €	0.84	5.53	22.17	1120 4325	4 8.2 8	0.95	2.74	2.3.9	7.50	1 6.0 4	5665 2233 6510 3680	27.33	6.5.10	89 80 80 80	88 80 64
หรั	3	& 0	1.67	5.37	5, 6, 2,	362 11.32	හ න ර	9 6	82 1	رة د د	2, 1, 80	4.15 12.26 15.97 25.93 29.24	15.97	25.93	2824	44.61

第12 毫セントソッソの食剤繁治等医交のエコ狙の身甚类や乾燥

i	7				·		
وحن			3 5 cm以上	۸	179.42	77.48	60.91
愛			3 5 6	Z	49.49	5627 50.64	28.76
₩ (4)			平符	Λ	13362	5627	59.47
			5 0 cm以上	Z	22.73	12.87	32.64 11.98 39.47 28.76
建			五九	Λ	21.54 114.40 27.75 15.562 49.49 179.42	4628	
全路接差值			50000以上	z	21.34	276	250
	13			>	8. 8.2	4.21	8.70
	裁	e i	(+ (+)	z	2.4 4	ć. 0	3.20
FII.	9		1)	>	4.7 3 2.4 4	2.2.9	5.8 4
张	#		£	Z	1.62	0.58	2.1.3
五			I	>	79.12	4 0.6 5	4.90 21.41
套	AN AN		(E)	Z	12.63 79.12	690	4.90
	A I		<i></i>	>	62.18	19.56	11.41
		-	£	Z	9.52	351	2.6 3
	昌安全	(1,000ha)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1,124	89 C) 89	457
	 E	_	•		題	明	蹇
	Ħ				-	4	ĸĵ

改~a 民セントソダンの命制教柜録匯集 Pa 到力序档券中粒数

					鐸	丑	×	鱼				\$ \	 §	<-	₹ ,	Æ	
		\$		為 []	桑		,,,		察	英	-d-	10000000000000000000000000000000000000	15 ST	3			
B		(4000h)	Ů		\mathfrak{T}	(1) + (2)		£	Ĺ	1 + £	I	500m以上	二万	三分 6 6 6	平江	3 5 5	350m以上
			v.	>	z	>	z	>		Z,	>	Z	۸	N	Λ	z.	>
ę.:	şu	11.560	14.14	68.74	1 7.88	85.04	1.94	6.87		4.57	13.34	26.45 11275 3272 12689	12.73	32.72	12689	5111 15735	157.35
લં	0	464	759	24.69	9.3.1	231 5273	0.69	4.9.1		4.1.6	5.42	1 38 8 4 4 8 4	44.26 13.05	1 % 0 S	52.18	5 5.2 7	8 8 8 8
ĸĵ	鼚		-				*.	*	: K	산	٦		*				

表--17 実 例 門 半 作

劉 定 樹 / 幼 樹	円 半 径 ・	四 随 数
1 35 cm以上	1 7.8	0. 1
2. 15~54cm	1 2.6	0.05
3. 7~1 4 cm	8.92	0.025
4. 高さ150m以上直径1m以下の幼樹	4.46	0.0125
5. 高さ150m以下の幼樹	2.2 3	000625

実利単位区は組織的に設置され、また原始自然林にある単位区のみを計算した。樹径分布と 樹木分布等質性については表18参照のこと。

立木材積分布を知るために、各級直径について、下記等式にもとづく各樹幹比材積 RELATIVE=相対を計算した

 $\overline{V}=d^2\times t\times c$ とと $\overline{V}=$ 材積、d= 直径、t= 初高、c= 定数 その結果、樹幹比材積は次記の式で示される。

$$\frac{d^2 \times t}{\Sigma(d^2 \times t)}$$

表-18 各径板の本数平均

径	ha 本数	平均 N 多	標準 須差	標準誤差	SE.
1 7-14	298.11	5 2.0 8	12142	9.66	6.48
2. 15-34	19346	3 3. 7 9	79.36	631	6.52
3. 35-49	4 5.3 4	7.92	29.36	2.33	10.30
4. 50-59	1522	2.71	1 6 3 5	130	1209
5. 60-69	8.74	157	8.71	0 6 9	1 5.8 5
& 70-79	4.84	0.85	7.86	062	25.85
2 80以上	672	118	1034	0.82	2445
	57243	100%	295.13	2173	7.59%

SE=産率水準95%における結出誤差

表一19 各種級についての、脸上全樹幹高メ平方直径もa当り平均

€ (m)	ha ⁵ 全対		原準俱差	標準調查	SE.
1 714	4 5. 3 3	5. 5. 4	2138	170	8.41
2. 15-34	19663	24.08	9207	2. 3. 2	7.44
3 35-49	164.59	2013	10324	8.21	297
4. 50-59	9625	1176	75.88	6.03	1 2.5 4
5. 60-69	87.09	10.66	95.20	7.57	17.39
6 70-79	6 5.7 5	8.04	10680	8.49	25.84
7. 80以上	16227	1289	275.62	2192	27025
·	81794	10000%	7 7 5.2 4	6147	15.03%

SE=確率水準95%における拍出誤差

表--20 東カリマンタンにおける石英質砂湿り ボドソル土壌株(ビース株)ha当り平均株分材積

		立	木	
Jenis		本数	材 積	
	绝对值	吳	16.	Æ
径50m以上 輸出商業				
二羽枝科(1)	2.89	3 4.0 5	1114	40.91
· 二羽柿科(H)+(-)	4.66	5 4 8 8	17.23	63.27
2. 非二羽梼拜(1)	106	1 2.4 9	3.37	1 2.3 8
· 非二羽枝科(+)+(-)	116	1366	3.62	1329
3. ラミン	0.54	4.00	0.84	3.08
全商集樹種	7.98	9399	2809	95.81
全健全樹	8.49	10060	27.23	10000
全健全樹 直径>= 3 5 m	2 5.1 7		4496	

12 石英砂混りポドゾル土壌林(ヒース株)

との森林の立木材積は表20と21に掲載。との表で、立木材積量と樹木数により、との受 群系に多く生育する樹種は類にMERANTI (SHOREA SPP., MERANTI PUTIH

(SHOREA SPP.)及びBALAU(SH. KUNTLERI)である。

表-21 中部カリマンタンの石英砂混り ポドソル土壌の各樹種本数・材積分布率

	径50	an以上	径35	cm以上
樹種	N	V	N	V
	B	B	%	%
1 Mcranti putih (1) (Shorca)	2 4. 3 0	3 & 0 0	15.49	2903
2 Mcranti putih (-) (Shorea)	0.54	0.43	0.40	0.0.42
3. Meranti merah (1) (Shorea)	3 5.5 5	3027	2887	28.89
4. Meranti merah (-)	3.15	2.36	4.65	3.63
5. Balau (Sh. Kunstleri)	4.41	4.58	3. 0 9	390
& Agathis borstleri	2.43	176	2.76	3.88
2 Geronggang (Cratoxylon arborescens)	3.69	3.15	3.05	3.06
8 Giam (Hopea)	2.34	119	5.60	2.83
% Merawan (Hopea)	180	117	4.69	197
10 Nyatoh (Sapotaceao)	141	0.89	2.48	1.47
11 Bintangur (Calophyllum)	0.99	0.52	2.3 6	126
12 Kelat (Tristania)	0.72	0.61	193	123
13 Perapat (Combretocarpus)	099	0.50	2.00	104
14. Ramin (Gonystylus)	0.99	0.46	109	0.97
15 Kempas (Koompassia sp)	108	0.59	113	0.71
1& Lain-tain	203	7.45	7.68	7.49
āt	100%	100%	100%	100%

表-22 カリマンタンのラミン林における全樹種の平均基分材積

40	級	径50	cn以上.	後35	on以上
#I	県	N	V (12)	N	V (m²)
1. 酒 カリマンタン	1 殊	3 & 2 4	7624	1 5. 7 4	5 3 0 0
	2 中省	54.17	78.19	2 5.6 9	78.66
	3. 答	5 4.5 0	12566	2649	9133
1. 中・南カリマンタン	1 弶	28.45	5607	1 3.4 0	4126
	2. 中管	39.66	69.45	1 5.1 8	4 2.9 2
	3. 密	5652	18692	2140	70.77

説明

ラミン林分材積

读 林= 10~19m/ha

中密林= 20~39m/ha

密 林= 40㎡/ha以上

2. ビート林相

この相比かいては、経済的価値が大きいラミン群集が生育する。林分材積実配結果から、特にラミン林について、表22に掲載のようにかのかのの密度についてha 当り平均朴分材積が示される。各州については、表23に、すべての樹種についての材積分布と直径分布が掲載される。ラミン林にかける各樹種の本数と材積の百分比に関する複製を得るために、例として西カリマンタン PUNGUR BESAR河デルタのラミン林を採り上げた。またラミンの立木面積と材積は表25に示される。

表-23 カリマンタンのラミン林における全歯種 についての、各径級の本数Nと材積(Ym)の百分率

ЯI		35 49 (£)	50-49 (£)	60-69 (1)	70-79 (£)	80-89 (£)	90-99 (€)	100以上	
1 西カリマンタン	N	5074	2311	18.18	4.5.7	2.47	0.73	0.20	1880
	1	t :		2852	1			0.91	
2. 中部カリマンタン	N	50.59	2129	1670	675	320	106	0.41	1000
と南かりマンタン									

表-24 西カリマンタン大プングル河の密ラミン林における 若干樹種の ha 当り本数,材積の百分率

		任50	m以上		能35m以上			
樹種	N V		V	N		v		
	pohon	%	m³	Æ	pohon	В	m³	\$
t Ramin (Gonylus)	1264	59.42	5447	5075	27.85	48.54	67.49	47.14
2. Meranti (Shorea sp.)	3.56	1077	6.43	5.99	4.59	8.00	1892	1321
3 Jelutung(Dyera)	176	5.33	675	630	316	5.50	8.69	607
4. Kempas (Koompassia)	101	3.96	187	174	154	2.68	4.9 3	3.44
5. Ubah(Tristania)	0.41	121	124	116	166	2.89	4.58	319
6 Mentibu(Dactyloc- Ladus)	103	3.12	3.97	3.70	120	2.09	4.15	2.90
Z K. Malam(Diospyros)	101	306	3.13	2.9 2	2.46	4.29	394	275
8. Nyatoh (Palaquium)	0.48	145	146	136	149	2.50	2.68	187
9 Ilas(Parastemon- urophylum)	0.58	175	148	138	127	2.21	2.53	1.63
10 Durian Burung(Dur iocarinatus	0.52	157	195	182	0.79	137	227	159
11 Sangei(?)	0.34	103	108	100	098	170	192	134
12. Medang(Lauraceae)	025	076	0.62	058	101	176	142	ቢ ዎዎ
13 Pisang2 (Mezzetia parvifolia)	0.25	076	0.55	051	084	146	128	089
14 Ketian(Ganua)	0.35	108	085	0.77	067	116	112	082
15. Kasai (Pometia pinata)	0.06	0.18	017	0.16	069	120	880	0.62
16 Jangkang(Xylopia)	0.06	0.18	019	018	0.62	108	084	059
17. Lain-lain.	175	5.29	2113	1268	655	1157	15.68	1096
āþ	3305	100%	10732	106€	52.37	100%	14317	100%

表ー25 東カリマンタンのラミン立木面積と朴分材積

				iž (on)				
<i>\$</i> 11	密度級	ラミン林面積	3 !	以上	r	6 5.81 69 17.92 70 38.90 60 13.48 19.428,000 61 7.79 69 18.42		
	ļ			N	V	N		
一選カリマンタン	ı	赎	878,900	2.19	7.51	940	5.81	
	2.	中密	361000	1045	25.07	4.69	17.92	
	3.	密	202,000	1686	4552	1100	38.90	
断债			1441000					
从分材積平均		,		6.75	17.24	3.50	1 3.48	
立木材積計				24.839,999		19428,000		
▮ 東カリマンタン	1	续	1015,000	632	1198	2.51	7.79	
	2.	中密	642,000	14.67	2249	5.59	1842	
	5.	舍	458,900	2078	48.70	8.8.9	3 4.2 7	
面積	}		2,115,000			<u> </u>		
朴分材積平均				1178	25.25	4.83	1 6 7 5	
立木材積計				5 3,	394000	3 5,	428,000	
┃ 圓 南カリマスタン ┃	1	弶	1 4000	111	2.04	049	134	
	2.	中街	27,000	1 2.9 7	2335	3.3.7	262	
	3.	街		~	-	_	_	
面積			4 3,0 0 0			†		
林分材積平均		!		856	1 5.8 1	2.30	6.57	
立木材積計		<u></u> _			612090	1	282,000	
材積合計 [十里十四				78914,000		55,138,000		

採り上げた例で計算して、各級直径についてのラミン林分材積の比率は次記のとおり、

表-- 2 6 径 3 5 cm以上の本数と材積に対する,各径級に おけるラミン本数(Nと材積(Vn))の百分率

往(cn)	本数例	# EK 69
3 5 - 3 9	1 0.55	3 9 5
40-49	3 4. 5 0	2180
5 0 5 9	3 0 7 3	3 3. 2 5
60-69	1 2 1 4	2997
70以上	5. 0 8	1103
計	10000	10000

直径35m以上のラミンの全立木団のうち, >40mの径のラミン樹は

本 数=89.45%

立木材積=9605多

中密及び密林ラミン林面積及び林分材積は次記の通り

西カリマンタン

森林面積: 5 6 6 0 8 8 ha

立木材積:40.211.000㎡

実別データから多の抽出誤差(8 比例)は次記の通り

$$SE(0) = \frac{1.8E.100\%}{X}$$

SE的=多で示す拾出誤差

t. = 95%の偶然段階のSTUDENTのt

SE =標準誤差

X = 平 均

計算単位区として使用されたものはQ2haの試験帯である。

計算から、35m以上の径の全樹木材積についての抽出誤差例平均は8%以下であった。一方、特に輸出樹種に関しては抽出誤差平均は12%以下であった。

表-27 ラミン林れおける若干樹種の ħa 当り 本数Wと材積 (Vir) 平均比率

樹	6 0	以上	<u> </u>	(cn) 以上	·	
	N (7)	V (8)	N (60)	VØ	N (多)	以上
1 检出商業						127
A 译 木(I)		}	}			
·			}			
1	44.68	4680	3633	40.44	23.61	3119
2. Conystylus	158	154	025	114	134	127
3 Shores	10.49	9.77	1 4.0 7	1277	1172	12.04
4. その他	0.72	0.77	0.88	086	157	124
āt (A)	57.47	5888	5 2.2 3	5 5.2 1	35.24	4 5. 6 5
B 花 未(+)						
1 Palaquium	690	8.05	8.39	8.08	1000	210
2. Calophyllum	3.30	2.85	3.39	3.04	2.91	2.91
3. Shorea	_	_	0.47	046	8.42	0.39
4. その色				_	0.20	0.13
ãf (B)	10.20	1090	1 2.2 5	1158	13.53	1 2.5 3
(I) tā	67.67	69.98	64.48	6679	5177	5818
1 特出商業材						
彦 太田	4.0.2	3.88	4.74	4.32	4.99	4.66
花 本(+)	10.49	10.03	12.65	1151	1648	14.37
āt (B)	14.51	13.91	1231	15.83	2139	1203
計([+1])	8 2. 1 8	83.69	8187	8 2. 6 2	7316	77.21
B LAIN-LAIN						
浮 太田	4.89	135	5.48	5.39	210	2.45
在水(-)	1 2.9 3	1496	12.65	1199	1274	1534
ál (á)	1 7.8 2	1 6 3 1	18.13	1 7 3 8	2684	22.79
計(1十日十四)	10000	10000	10000	10000	10000	10000

V 森林利用

森林利用に関し、森林は保護体、生産林、自然保存培林、観光林に分たれる。カリマンタン 化おいては、上記名森林についての地区決定は実現しつつある。準備ができており、使用に億 えるデータは自然保存地林に関するもののみである。

カリマンタンにおける自然保存地林の面積は 1 1 4 8,0 0 0 haである。その詳細は表 2 8 の通り、その拡大に努力が払われている。

1958年以前においては、カリマンタンにおける林業は極く小規模に行われていた。伐採は河の左、右両岸に限られていた。事業は簡単な道具、例えば斧、手鋸を用いて原始的に行われ 散出はKUDA-KUDA方法で行われた。上記の年から輸送にはレールと模関車を用いる企業 がでて来た。

大製材所がSAMPITとSAMARINDAに設立された。

製材される樹種には、建築材料用として、MERANTI (SHOREA LEAVIFOLIA ENDERT)及びKERUINO (DIPETEROCARPUS SPP.), 鉄道枕木用としては BANGKIRAI (SHOREA BALANGERAN MIQ.)がある。依然として用いられている材種には木瓦及び柱用として、ULIN (EUSIDEROXYLON SP.),及び家具用の GAHARU (VAVANEA SP.),及びKAYU CINA (DACRYDIUM)がある。西カリマンタンのKETAPANG地方KAYU PAKIT (HOPEA CERNUA)もまた製材されている。

1958年から1962年までカリマンタンからの木材生産は増大している。しかしその年から 1965年の簑は著しく減少した。

1966年から始まった天然資源加工に関する政府の政策変更により、この地区の林産加工は 急速に発達して来ている。

表ー28 カリマンタンの自然保存体

1	2	3 地名		
}		1.5.4	4	5
i	西カリマンタン	1 Lo Fattun Pt. Singkawang	8	植物
}		2. Mandor, Singkawang	2.000	植物、数種のちん自生地
		3 G. Palung Singkawang	30,000	保護区,自然の知識
		4. On. Becapa Jadin	16,000	植物,美製,山地植物群
		5. Paeir, Panjang	10,000	植物,山地植物群
 		6 Batu Jurung	10,000	同 上
			800,88	
3	中カリマンタン	1 Kotawaringin, Sampit	205,000	保護区、動物、オラン ウータンと長はな装 引牛
		2. Bukit Raya	150,000	保護区,植物,動物 美觀
			355,000	
2	東カリマンタン	t Padang Luwai, Kutai	5,000	植物
		2. Kutai, Kutai	304000	保護区, オランウータン 長はな度かよび野牛
	·	3. Gunung putih	70,000	保護区
		4. Sungai Ratah	100,000	植物,美包、動物
			481000	
N	南カリマンタン	1 Maratus~Ulu	200000	保護区,積物,動物 美観,オランウータン 野牛,はな長猿
		2. Tanah Laut	50,000	
			250000	
		ä	1148,008	

出兵: 1970年林野庁扶計

前述の年以降、大規模に加工されている規種にはDIPTEROCARPACEAE科の閲覧、特化、MERANTI (SHOREA SPP.)、KERUING (DIPTEROCARPUS SPP.)、KAPUR (DRYOPALANOPS SPP.)、及び他の料、中でも、RAMIN (GONYSTYLUS SPP. 特化 Q. BANCANLS KURZ)、AGATHIS (AGATHIS BORNEENIS WARB.)及びKUKU (PERICOPSIS SP.)がある。漢文して加工される他の樹種としてはJELUTONG (DYERA LOWII HK.F.)、OERONGOAN (CRATOXYON ARBORESCENS BL.)をよびMENTANGUR (CALOPHYLLUM INOPAYLLM L.)がある。現境消費、および数量に限度がある樹種には、SINDUR (SINDORA SPP.)、

KAYU CHINA (DACRYDIUM SPP.), RENGAS (MELANORRHOEA SP.) がある。

1966~1974年の木材輸出データが表29に掲載されている。1917~1974年の各 樹種のカリマンタンからの輸出木材については表30~33に示される。

カリマンタンからの木材以外の林産物にはTENGKAWANG、ダマル、ゴム類、藤、 SINTU樹皮、燕巣、獣皮、等がある。

TENGKAWANO果実は主としてKAPUAS河, 上KATINGAN河流域, 及びBARITO 河流域に産出する。この地方のTENGKAWANG果実を産出する樹種は, 西カリマンタン PINOH河流域調査の結果, TENGKAWANG TUNGKUL(SHOREA STENOPUTERA BURCK, 及びS. GYSBERTSIANA BURCK), TENGKAWANG BRUNDAI(S. COMPRERSA BURCK), T. RINDAK(S. SEMINIS V. SL), T. GELANG (S. MARTINIANA SCHEFF), T. RAMBAI(S. PINANGA SCHEFF) 及び T. BUKIT(S. BECARIANA BURCK) であった。原始林に生育するもののほか, TENGKAWANG樹は住民により, 他の果樹と共に短跡地に多数植付けられている。一般にこの樹は8m×10mの距離に植えられている。

産出ダマルは、DAMAR MATA KUCINGとその他のDAMARとに大別される。DAMAR MATA KUCINGはHOPEA 樹種、特にH. DRYOBALANOIDES MIQ., H. SAN-GAL MIQ., H. DYERI HEIMから採取される。 DAMAR MATA KUCINGは中でも、SHOREA VIRESCENS PARIJS、SHOREA ACUMINATISIMA SYM. 及びANISOPTERA COSTATA KORTから採取される。 SHOREA VIRESCENS PARYSはKAPUAS上茂垣域に生育するだけである。

その他の種類のダマルは価値が低く、中にはSHOREA樹種から採取されるものもある。多く採取されているゴムはDYERA LOWII HK. F. から採れるJELTUNGゴムである。またベルチャゴムはPALAQUIUM GUTTA BAILから採れる。多く採集され、輸出される樹皮のうち、量的に多いのはSINTUK(CINNAMOMUM SP.)樹である。1971年度及び1972年度の非材本林産物を含む全産物輸出が表34と35に提出されている。

カリマンタンからの森産物輸出、特に材木は、他の地方の産物に比較すると最大である。
1971年にはこの地域からの木材輸出は全インドネシアの輸出量の56分を占めた。この時点において、DIPTEROCARPACEAE科の樹種を主とする木材輸出は、RAMIN (GONYSTYLUS)、AGATHIS及びKAYU KUKU(PERCOPSIS)樹種を除き、常に増加している。この最後の3樹種は潜在性に限度があり、現在達成されている産出は、生産経

RAMIN採取は1963年に試験的に置カリマンタンKUBU付近で始められた。その後、

1965年Rとの樹種の採取が増大し、1970年頃R社中部カリマンタンで始まった。1975年R社学機械出しの事業所が24ケ所を記録し、55ほどの製材所が輸出規格板を生産し、21の製材所が国内需要向の板を生産した。これら各製材所はRAMIN材の製材に当っている。伐採されている樹種は主としてG. BANCANUS KURZ、G. MACROHYLLUS A. SHAW G. VELUTINUS A. SHAWをよびG. KEITHII A. SHAWで、直径が防窩で最低40mのものである。1970年度中の両カリマンタン由来のRAMIN材が同樹種輸出の99%を占め、その残りは中部カリマンタン由来のものである。1965~1974年の両、中部、南カリマンタンからのRAMIN材輸出は、表36と37に示す通りである。

表-29 1966~1971年のカリマンタンの原本輸出 (100gm²)

年	西カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	東カリマンタン	ž)
1966	20	6	0, 4	7	3 3.4
1967	3.2	8 2	25	209	3 4 8
1968	8.5	160	1 3 4	683	1062
1969	413	399	67	2,106	2,985
1970	893	349	7 2	4,195	5,510
1971	1328	891	383	4.812	7,414
1972	2.016	1076	457	6.182	8731
1973	2,153	2,973	5 8 5	7.410	13101
1974	1705	2,241	775	7.254	11975

出典:1971~1974年林産物販売統計及び各種報告

表-30 1971年度樹種別カリマンタン趋方木材輸出

樹 種	酒カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	東カリマンタン	計
t Ramin					
a 原 太	1007624	44.472		-	1,052,096
6 製材	87,520	_		_	67,520
2. Merantf		494072	383,087	4.601244	5,478,403
3. Pulai	-	7,484	_	~-	7.484
4. Kapur		-		83619	83619
5. Agathis		274088		30,802	304897
& Kayu campuran	252,431	62040		96046	417,537
<u>ត</u> ា	1327575	891176	383087	4,811,718	7413556

出亞:1971年林產物販売扶計

表-31 1972年樹種別カリマンタン地方木材輸出

樹種	西カリマンタン	中カリマンタン	泊カリマンタン	東カリマンタン	ä
t Ramin					***************************************
a原木	1433,282	107033			1,540,315
b製材	111,247	5,366			116613
2 Meranti		712.643	456,459	5.316.816	6.485,912
3. Pulai	~		<u></u>		·
4. Kapur		hapturang.		139,473	139473
5. Agathis		228,310	_	106645	334,955
6退 材	471,332	23,131	_	619,409	1113872
7. その他の製材			944		944
āŧ	2.015.861	1,076,483	457,403	6182,337	2732084

出真:1972年林産物販売統計

表-32 1973年樹種別カリマンタン趋方木材輸出

樹種	酒カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	東カリマンタン	計
1 Ramin					
a 原 木	808,361	844685	11916	-	1666962
b 製材	227,866	_			227,866
2 Meranti	-	1441094	490,463	4212504	8151061
3 Pulai	_	2,957		-	2,957
4. Kapur	_	2,885	3,980	818,420	825,285
5. Agathis	36,531	557,709		154954	751194
4 混 材	1080,093	90098	53,184	213,077	1,436,452
2. その色の製材	3 2 3	24,636	_	2,1 1 4	32,117
<u> </u>	2,153,174	2,973,064	564678	2,410,969	13100894

出兵: 1973年基產物販売統計

表-35 1974年樹種別カリマンタン地方木材絵出

- 樹 種	西カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンクン	東カリマンタン	គ្គី៖
t Ramin			f —		
a 原木	360,852	289820	20,090	•	670.762
b 製材	231836	67.64	12.516	~-	251136
2 Meranti	_	1324870	613,960	5.874,481	8.8.0 6 6,4 4 7
3. Pulai		•~			~
4 Kapur	_	-~	117,962	928742	1047,704
5. Agathis	~	158316	_	180299	332615
る ミックス材	1083982	458,452	10,512	267,526	1819972
1 その他の製材	28,104	200	~	2,5 7 2	30,876
āt	1704774	2,241,422	775,040	7.254.120	12.226.512

出負:1974年基產物販売發計

表-34 1971年度カリマンタンの非本材朴産物輸出

(ton)

	·	,			
種類	酒カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	東カリマンタン	în d
1 テングカワング果実	255,538	60,859	200000	~	514397
2. 赤ゴム	4,615	5 % 2 5 4	0,395		64,264
3 ダマル	175,682	123,669,	247.902	613549	1160802
4. 香港ゴム		23,494	48469		71872
5. ジェルトングゴム	273,553	2.0 5 2,4 1 1	202301		2,5 3 5, 3 5 1
も 菸(ロタン)	254682	1978252	3,484,688	4,558,552	16479874
2. へび原皮	0,100		1,731	0,312	2,143
8. つばめの巣	-	-	2,150	18,036	20,786
2 その他		-	0,100	~-	Q160

表--35 1972年度、カリマンタンの非木材林産物輸出心

	種	類	西カリマンタン	中カリマンタン	南カリマンタン	東カリマンタン	計
1	テングカリ	リング果実	524,337	-	****		524.337
2.	赤ゴム		3 3, 0 0 9	45,824	3,067	•-	8 (90 0
3.	ダマル		330,956	2,5 6 6	675,318	207,247	1216039
4.	看港ゴ.	la.	2,5 3 0	11900	10,150	40,825	65,405
5.	ジェルト	ングゴム	497,496	1140,581	246355		1,884,432
6.	菱(ロ	タン)	-	9.031,733	6,042,071	5,424,271	20,498,075
2.	蛇原皮		0,565		6501	28,979	36.045
8.	つばめ	の巣	-		4,3 9 4	8,314	1 2,7 0 8
9.	その他		1,000		57,378	4,214	62,598

表-36 1969年1月~1975年3月末の酉カリマンタンで 伐採された、ラミン林分材積と製品輸出

年		出	原木生產*)	伐採林分材積
	原木	後 算*)	以外主在	以球标》的误
1965/1969	271290	5 3. 7 1 1	420791	601129
1969/1970	383409	12665	469,709	671012
1976/1971	627.663	23317	749218	1070310
1971/1972	1007624	67.521	1269627	1813751
1972/1973	1315000	88118	1656928	2367036
1973/1974	808361	227866	1404547	2.004495
1974/1975	315.728	237155	877811	1254014
āt	4722075	717353	6848631	3083747

- *) 板袋算原木係数=0.5
- **) 舅 発 係 数=0,7

原木翰出材積=0.9

表~37 1970~1975年3月までの南カリマンタンと中カリマンタン の伐採ラミン林分材積, 生産, 輸出, (㎡)

年 度	榆	Щ	**)		
7 0	原木	換算的	原木生麓*)	伐採林分材材	
1970/1971	24146		26828	39.326	
1971/1972	66155	-	73504	105.005	
1972/1973	304733		338589	483698	
1973/1974	858661	20000	998435	1426335	
1974/1975	240000	6000	272997	392996	
āł	1493635	26000	1712353	2.453.360	

- *) 板換算原木係数= 0.5
- **) 開発係数=0,7

原木輸出材積=0.9 原太製產材積

11 括 論

- 1 行政上付属する島々を含めカリマンタンの陸島面積は 5 3.9 4 6.0 B O ha o そのうち 38.018.000 ha または70.47%は直径3.5 m以上の樹木を有する奈林である。
- 2. この島における森林は次記の森林から成り立つ。

(1) 中高地陸雨林 3572000ha (2) 低总锋而林 2,400,000 ha (3) ビート林 2,400,000 ha (4) 沼沢林 1250000ha (5) 海潮林 270000ha

38018000 ha

- 3 乾燥土壌における森林はすべて、混合DIPTEROCARPACAE林である。危方ビート林は 混合RAMIN林である。
- 4. 名州における RAMIN林は次記の通り

西カリマンタン

1441000ha

中部カリマンタン

2.166000ha

南カリマンタン

43000ha

5 ha 当りの立木材積 (Virl)によるときは、次記のように大別される。

密 林 V>=80㎡

18812,000ha

中密株40<V=<19㎡

4,100,000ha

發 林 V=<39㎡

4,084,000 ha

- 6 1966年から1973年に至る森林事業は常に増大している。採集されている樹種は、 MERANTI TERPONGとRAMINである。1973年の木材輸出は、全島で、 13101000㎡に達した。
- 7. 重要と認められる若干の数字は、添付の積物図に掲示してある。

文 献

- 1 BURT DAVY, T. 1938: 熱帯木質植物類形形分類。
- 2. PERUGUSON, JHA, 1949:ボルネオ SAMPIT における AGATHIS BORNEINSIS 立太材積表。TECTONA1949, P121~1340
- 3. JUNUS DA1:1949,南・中部カリマンタン趋方,実例報告過程,ポゴール土壌研究所。
- 4 MIJER DREES, E. 1950:起原様式による林相分類についての提言。
- 5. RICHARD P. W. 1966:熱常鋒雨林。
- 6 SCHMIDT, DrF. H. & Ir. JHA. PERGSON1951: 西ニューギニアを含むインドネシアの雨・乾粉比率に基づく降雨量式。
- Z SHAWS, AIRY, 1953: THYMELACEAE, GONYSTYLOIDAE~FLORA MALAINA VOL. 4, SPERMATOPHYTA > 9 x, P349~3610
- 8 SMYTHIES, B. E., 1965: 普通のサラワックの木。
- SOEKARDI, M& DARUL SUKMA WIBISANA, 1949: SEDAN~ SINGKAWANG地区土壌の調査、ポゴル土壌研究所。
- 10 STEENIS, C. G. G. J. VAN 1957, 熱帯低均積物, その型式の特徴と気候との 関係。
- 11 SYMINGTON, C. F. 1940, DIPTERCARPSについての朴業者必携, MOL POR RE, NO.16。
- 12 VERKUYL, A. H. 1952:インドネシア領ボルネオの現存木材資源。
- 13. WASYMK DR. 1948:SANOKULIRANO半島巡察報告。
- 14 WHITE HEAD, JOHN, 1893: スケッチと解釈に関する本について、Ir. A. II. VERKUYL遺稿, 1951。
- 15. WYATT~SMITH J. 1966:マレー森林調査に関する経済的研究。
- 16. (不明)1967:東カリマンタン南部踏査土壌単位の解説,ポゴル土壌研究所。
- 17. (不明) 1969: 西カリマンタンKAPUASデルタの土壌調査。
- 18 ……1975までの:カリマンタンにおける森林群調査報告,1975年までの森林計画 企画局。

く参考2>

HPH所持者ノ国内に於ル木材加工工業緩興及ビ木材供給義務に関スル 林業総局長布告

No. 40 / KPTS / DJ / 1 / 1979

19791

朴葉鈞局長通達

- a 1970年政府規則No. 21第5条ノ規定ニ従イ,IIPII所持者ハ国内ニ林産物加工工業/設立 義務9負ワサレデイルコト。
- b 政府,コノ場合農林省トHPH所持者トノ間ノ林業協定中ニ国内ニ於テ木材生産ノー部ヲ加工シ ナタレパナラナイトイウ義務ガ定メラレテオリ,義務トナッテイル工業ノ種類ニツイテモ規定 サレテイルコト。
- c. 上記義務ノ実行トシテ IIPHノ所持者ハ木材加工工業ノ設立ヲ自カラ実行スルコトモ出来ルシ 或ハ本来ナラ国内ニ於イテ加工スペキ丸太生産ノー部ラ国内ノソノ他ノ企業ノ木材加工工業用 原料トシテ提供スルコトガデキル。
- む 上記国内ニ於ル木材加工工業振興ノタメノ原材料ノ供給ハ社会ノ購買力ニ準ジタ価格ヲ以ッテ国内ニ於ル需要ヲ充タスコトヲモ意図シテイルコト。
- c. コレニ関シ、国内ノ木材加工工業振興ノタメノ原材料ノ用立テニツイテノHPH所待者ノ義務 ヲ定メル必要ガアリ且ツ、国内ノ木材需要ノ充足ノ枠内ニ於ル割当量ヲ定メル必要ガアルコト 上記ニ義ミ、
 - 1 1967 年法律第5条
 - 2 1970年政府規則第21号同改正 1975年政府規則第18号
 - 3 1970 年政府規則第 33 号
 - 4. 1974 年大統領決定第 45 号
 - 5. 夏林大臣布告 No. 190 / KPTS / ohg / 5 / 1975

上記ヲ想起シ」

1979年3月5日付朴業総局長通達No. 688/DJ/1/1979ニ留意シテ国内ノ本材加工工業 ノ原料用ニ丸太ヲ用立テスペキHPH所持者ノ義務ヲ,国内用本材需要ノ充足ノ枠内ニ於ル割当量 ニ関スル規定ト共ニ以下ノ通り定メルコトヲ決定スル。

I, a。 IIPIIノ所持者へ、当該朴業協定ノ規定ニ従ッテ生産品ノー部ラ加工スルコトニョリ国内ノ 木材加工工業設立ヲ具体化スペキ義務ガアル。

- b. 特定ノ州ニアッテ木材加工工業設立ノ可能性ガスデニ閉鎖サレテイルカ、マタハソノ他ノ 事由ニョリHPR所持者ガ未ダニ木材加工工業ヲ設立シテイナイ場合、生産物ノ一部ヲ国内ノ 加工工業用ノ原材料トシテ用立テル義務ヲ有スル。
- 上記 | 条〔a 及 ビ b 〕ノ実行ノ枠内ニアッテ木材加工工業ノ必要ノタメノ丸太供給割当量ノ 明細ハ本決定書ニ添付スル通リデアル。
- 園内ニ木材加工工業ヲ自身デ所有メミノHPH所持者/コントラクターニ対シ工業生産物ノー部ヲ国内ニ於ル木材需要充足ノタメニ用立テルコトヲ義務メケル。
- 個 林業総局生産開発局長(BINA PRODUKS1)ニ対シ森林開発部門ニ於ルHPH所持者/コントラクターノ各々ノ事業計画ノ取り扱イ方法ニヨリコノ決定書ヲ実施スルヨウニ命令スル。
- N 第1, ■, ■ノ規定実行ニアタッテノ違反、遅延及ビ/マタハ不履行ニ対シテハ現行法則ニ 従ッテ処罰サレル。
- V 1ノ法定書ハ制定ノ目カラ発効スル。

ジャカル タニテ制定 1979 年 3月 31 日

スジャルオ

生産計画の明線 1970 / 1980 年々伐量

	/ K	生 産	围内	稿 出
	ACEH	1,074,000	471,900	602,100
	SUMATERA UTARA	726,000	252,500	473,500
	SUMATERA BARAT	574.000	267,600	304400
	RIAU	2,2 2 5,0 0 0	837,500	1,387,500
	J AMB I	1,622,000	875,250	946,750
角	SUMATERA	1,004,000	374,400	629.600
	BENGKULU	170000	46000	124,000
	LAMPUNG	88000	23800	6 4.2 9 0
Ž	KALIMANTAN	2,532,000	904900	1,632,100
tji	KALIMANTAN	4371,000	2,555,750	3,815,250
南	KALIMANTAN	1,417,000	624,600	792,400
東	KALIMANTAN	10,755,000	5,031,050	5,725,950
	SULAWES I	1,4 4 2,0 9 0	528,000	914,000
	MALUKU+NTB	1,585,000	\$53,600	1031,490
	IRIAN	264.000	2 & 4 0 0	237,600
	ma t	31,854,000	13173250	18680750

⁽注) インドネシブ国政府による各企業に対する年代量の割当では、4月~3月を 1年度としている。

3. 国内需要ノタメノ木材供給二関スル農林大臣,鉱業大臣,貿易大臣共同決定書

No 270 1979年5月1日

- 考惠: a. 1978年11月15日付ノ政府経済政策ニョリ木材輸出ニオイテ価格ダクデナク数量モ 上昇、増加シタ。
 - b. 輸出材ノ上昇ニ伴イ,国内ノ材ヘノ需要ガ高マッテオルタメ,国内ノ需要ヲ満タシゥル数量,価格デ材ノ供給実行ノ必要性ガ感ジラレル。
 - c. 十分ナ木材需要ノアル国内工業ニハ丸太トシテノ原材料ノ供給ガ必要デアル。
 - d. 農林省, 鉱業省, 貿易省間デ国内要求ヲ満タスタメ丸太ノ供給ト CHECK PRICE = 関スル決定書ヲ出ス必要ガアル。
- 参照: 1 1939年事業ニ関スル規則
 - 2 1967 年森林基本法
 - 3 森林事業権(HPH)及ど林産物収穫権(HPHH)=関スル政府規則 1970年No. 21 及ビ 1975年No. 18。
 - 4 地域物資商業ニ関スル政府規則 1962年No. 11
 - 5. 政府機構=関スル大統領決定書 1974年 No. 27

留意: 1979 年 4 月 4 日閣議ニオケル木材状況=関スル大統領指接

決 定

- 第1: 森林事業権所有者/森林事業請負者ニソレガ公営、国内投資或イハ外国投資ノ民間事業 デアルコトヲ問ワズ、国内需要ニ必要ナ丸太ヲ供拾スル義務ツケル。
- 第『二 農林大臣,玄葉大臣,貿易大臣ハ国内=必要ナ木材保持ノ規定ヲ行ウ。
- 第圓: 農林大臣ハ全森林事業権所有者/森林事業請負ニョリ用意サレルペキ丸太ノ数量及ビ品 質ノ規定ヲ行ナウ。
- 第N:「貿易大臣ハ,丸太及ヒ木材製品売買ノ規定ヲ行ゥ。
- 第N: 食林大臣ト鉱業大臣ハ全第 1 次木材工業ニ対シ国内需要ニ見合り木材製品ノ供給ヲ義務 ツケル。
- 第四:(1) 農林大臣ト鉱業大臣ハ見ニ次メラレタ規定ニ従イ原材料トシテ受ケイレラレタ丸太ガ 本当ニ加工サレ、加工品ノー部ガ国内市場ニ流レル様第1次木材工業ヲ監視スル。
 - (2) 全木材工業ハHPH由来ノ並ビニソノ他正当ナ材ヲ材料トシテ得ル事。ソノ他(資木材) ヲ使ワナイコト。

(3) 上記(I),(2)ヲ実行シナイ木材工業ニ対シテ農林大色カラノ意見ヲ関イタ後至業大臣ニョリ工業設立許可取消シ、割則ヲ受ケル事ガブリウル。

第四: コノ決定書ニ未を載ッテイナイ問題点へ関連実務機関ノ各大臣カラ領次規定サレル。 コノ決定書ハ公布ノ当日ヨリ総行サレル。

ジャカルタ 1979年5月1日

4. 労働基本法

(1969年第14号法律)

(前文)

インドネシア共和国大統領は、

- a. 労働力はパンチャシラ社会の開発の根本的資本を構成し、またその実施者であるとと、
- b. パンチャシラ社会の開発の最も不可欠な目的は、労働のそれを含む国民の福祉であること。
- c. 開発の実施者として、労働力の権利を保証し、その義務を規制し、その生産性を向上させな ければならないこと。
- d. 上記にかんがみ、労働力に関する主要規定を含む法律を制定する必要があるとと。 を考慮し、
- 1 1945年憲法第5条第1項,第20条第1項,第27条第2項および第28条
- 2. MPRS(暫定国民的議会)決定, No. XXI/MPRS/1966, No. XXII/MPRS/1966第6 第8, 第9, 第10 かよび第14条No. XXII/MPRS/1966第2条。

化留意し.

ゴトン・ロヨン国民議会の協賛を得て、労働力に関する主要規定に関する法律を次のように定 めることをことに決定した。

第1章 定義および原則

(労働力の意味)

第1条

労割力とは、社会の需要を満たすためのサービスまたは物資を生産するために、労働関係の枠 の内外にかかわらず、労働を遂行することのできるあらゆる人をいう。

(法の適用原則)

第 2 条

本法および本法の実態規則を終行上、差別があってはならない。

第2章 労働力の供給, 拡散および使用

(就業と所得の権利)

第3条

すべて労働力は、仕事を得る権利を有し、また人間として適切な所得を得る権利をもつ。 (職業の選択変更の自由)

第4条

すべて労働力は、その才能および能力に応じ、自らの仕事を選び、および/または変える自由をもつ。

(政府の労働力配置方針)

第5条

- (1) 政府は、均衡のとれた量および質で労働力の供給を配置する。
- (2) 政府は、効率的かつ効果的な労働力拡散を刺激するような方法で労働力の拡散を手配する
- (3) 政府は、"適切な労働力を適切な戦場に"の原則を活用することによって最大限の利益を 達成するため、労働力の用法を全的にかつ生産的に手配する。

第3章 技術および達正の助成

(労働技術・知識の助成)

第6条

国家建設から不可分の部分としての労働技術および知識の向上の枠内において労働力の潜在能力および創造力が開発できるように、技術および労働知識を加えまた習得するために、すべての労働力は技術および適正の助成を受ける資格がある。

(技術・適性の開発)

第1条

労働力の技術と適正の助成ならびに建設は、技術と技能開発ならびに一般社会開発に準拠する 第 8 条

政府は、第6条および第7条に言う技術および適性の助成を配簿しかつ規定する。

第4章 労働保護の助成

(労働上保護を受ける権利)

第9条

すべての労働力は、人間の尊厳および宗教的道義を均衡のとれた労働安全、需生、台理、道義 および待遇に関する保護を受ける権利がある。

(労働保護の助成)

第10条

政府は次の各項を展議する労働保護を助成するものとする。

- (a) 劳制安全基準
- (6) 労働衛生および企業衛生基準。
- (c) 労働基準。
- (6) 労働事故の場合の持債、医療および復栽の供与。

第5章 労働力関係事項

(労働組合の結成)

第11条

(1) 各労働力は、労働組合を結成し、労働組合員となる権利をもつ。

(2) 労働組合の結成は、民主的にこれを実施するものとする。

(労使間の労働協約)

第12条

労働組合は、使用者と労働協約を締結する権利を有する。

(スト・ロックアウトの規制)

第13条

スト・ライキ、デモンストレーションおよびロックアウトを行う権利の行使は、適法の規則を 通じてこれを規定する。

(労働解約と争議調停の規則)

第14条

労働関係の解約および労働争議の調停に関する基準は、適法の規則を通じてとれを規定する。 (労働者とその家族の社会保障)

第15条

政府は、労働力およびその家族に対する社会保障および社会接護の実施を規定するものとする

第6章 実施に関する監督

(労働監督制度の制定)

第18条

本法およびその実施規則に従って労働力規則の実施を保障するために、労働力監督に関する制度を制定する。

(違反の所謂)

第17条

- (1) 上記各条に言う規定の実態は、立法上の規則を適じて追ってこれを規定する。
- (2) 第(1)項に言う立法上の規則は、3カ月以下の禁固形もしくは10万ルビア以下の罰金刑をもってその規則違反に関して刑事処罰を譲すことができる。
- (3) 上述の不法行為は犯罪である。

(既存規則の効力)

第18条

本法に言う規定を悠行する達法の規則がまだ制定されない限り、本法の発効に際し労働力事項の分野における既存の規則は、本法に反しない限り、その効力を維持する。

第19条

本法はこれを"労働基準法"と呼び、公布の日より発効する。

一粒にこれを周知するため,本法をインドネシア共和国官報に掲げて公布することを合ずる。

1969年11月19日 ジャカルタにおいて公布 インドネシア共和国官房長官 アラムシャ陸軍少将 (署 名) 1969年11月19日 ジャカルタにおいて裁可 インドネシア共和国大統領 スハルト陸軍大村 (署 名)

(1969年インドネシア共和国官報第55号)

全インドネシアにおよぼすインドネシア共和国 1948 年第 12 号労働法 超行布告。(1591年 1月 6日付第 1 号法律) 法令公報 1951 年第 2 号。(1951 年 1 月 8 日公布)。

(法案および説明は議事録第164号, 国会審議は議事録第163号)。

(前文)

単一インドネシア共和国にはその現状に適応した労働立法が未だ制定されていないこと、その 欠如を痛感し、よって速かにこれが制定の必要あること、その立法の完成を将来に期し、一先ず 既存のインドネシア共和国の労働立法(協会註、ジョクジャ政府時代)を適用するのやむを得な いこと、インドネシア共和国の1948年労働法はこの必要に応じ得る法律であり、よってこれを 速かに全インドネシアに適用することを考慮し、インドネシア共和国暫定憲法第36条および第 89条に鑑みて、インドネシア共和国議会の協賛を得、これをここに決定する。

本法律に反する規則はすべてこれを撤回し,全インドネシアにおよぼすインドネシア共和国 1948年第 12号労働法島行布告を法律に定める。

第 1 条 全インドネシアに適用のインドネシア共和国 1948年4月20日付第 12号労働法次の 通り。

第1章 用 語

(用語の定義)

- 第 1 条 (1) との法律に言う。
 - a. 労働とは、労働者が使用者のために賃金を受けて労働関係に従事する労働を言う。(註1)
 - b. 成年者とは,清 18 才またはそれ以上の男子または女子を言う。
 - c. 未放年者とは,清 1 4 才以上清 1 8 才以下の男子または女子を言う。
 - d. 児童とは,湊14才またはそれ以下の男児または女児を言う。
 - e. 日とは、24時の一昼夜を言う。
 - 「・ 昼間とは, 6 時から 18 時までの時間を言う。
 - g. 夜間とは、18時からも時までの時間を言う。
 - h. 一週間とは、1日の期間を言う。
 - (2) 使用者の語義には、事業または事業の一部の首脳者、指導者または担当責任者を も含む。
 - (3) 事業**化**件**5**作業所は官営であると民営であるとを問わずすべて同等のものとする (註 2)

- (註1) 提案説明によれば、ことでは賃金は通貨でも現物、等価の代債物またはその他の形においても同様であることを意味している (法令全集の約註による)
- (註2) 「事業」の厳密な義解は、インドネシア法令公報 1951年第1号所載の「全インドネシアにおよぼすインドネシア共和国1948年第1号致令および1950年第13号致令の指行布告」第1条、第1条第2項に示めしている(法令全集の問註による)

第2章 児童および未成年者の労働

(児童の就分禁止)

- 第 2 条 児童は労働に従事することはできない。
- 第 3 条 溝も才またはそれ以上の児童が,現に労働が行われている屋内で発見されたときは, その反証のない限り,その児童は労働に従事していたものとこれを見なす。

(未成年者の夜間就分禁止)

- 第 4 条 (1) 未成年者は夜間労働に従事するととはできない。
 - (2) 第1項に言う禁止は、未成年者の夜間労働が公共の利益もしくは福祉のため避け 難いものである場合は、これを除外することができる。
 - (3) 第2項に言う餘外の場合および未成年労働者の保健上の要件は、致令をもってこれを定める。

(未成年者の鉱山就労禁止)

- 第 5 条 (I) 未成年者は、鉱山坑内または金属およびその他の鉱物を採着する場所において、 労働に従事することはできない。
 - ② 第1項の禁止規定は、未成年者が業務上時々坑内に入坑しなければならない場合 および手作業に従事しない場合に関しては、これを達用しない。

(未成年者の危険な就労禁止)

- 第 6 条 (I) 未成年者は、その健康および福祉に危険な労働に、これを従事させることはできない。
 - (2) 第1項に言う労働は、政令をもってこれを定める。

第3章 女子の労働

(女子の夜間健労禁止と假外)

- 第 1 条 (I) 女子は,夜間の労働に従事することはできない。但しその性質,場所および状況 により女子の従業を必要とする場合はその限りではない。
 - (2) 第1項に言う禁止規定は、夜間の女子労働が公共の利益または公共の福祉のため 止むを得ない場合はこれを例外とする。(源註~提案證明書の引例、病院内の作業)
 - (3) 第2項の例外および女子労働者の健康ならびに景儀を保護するための要件は、政

令をもってとれを定める。

(女子の鉱山就労禁止)

- 第 8 条 (I) 女子は鉱山、坑内または金属およびその他の鉱物を採場するその他の作業所において労働に従事することはできない。
 - (2) 第1項の禁止規定は、女子が棄務上時々坑内に入坑しなければならない場合および手作業に従事しない場合に関しては、これを適用しない。

(その他女子就労禁止)

- 第 9 条 (I) 女子は、その健康および福祉に危険な労働ならびにその性質、場所および状況により女子の風儀に危険をおよぼす労働にもまた、これを従事させることはできない。
 - ② 第1項に言う労働は、政令をもってこれを定める。

第4章 労働時間および休憩時間

(女子の労働時間,労働者の休憩時間と休日)

- 第10条 (1) 女子労働者は一日七時間以上また一週間四十時間以上の労働に従事することはできない。労働が夜間であるかまたは労働者の健康または福祉に危険があるとき、その労働時間は一日六時間以上および一週間三十六時間以上であることはできない。
 - ② 労働者が引続き囚時間の労働に従事した後には、少くとも三十分間の休憩時間を 与えなければならない。この休憩時間は、第1項に言う労働時間にこれを算入しな いものとする。
 - (3) 毎選少くとも一日の休日を与えなければならない。
 - (4) 第1項に言う労働者の健康または福祉に危険な労働は、政令をもってこれを定める。
 - (5) 労働者の健康および福利の保護のために必要と見なされる一定の労働もしくは一定の事業の労働時間および休憩時間については、政令をもって更に綴則を定めると とができる。

(祝祭日の就労禁止と保外)

第11条 労働者は、政令の定める祝祭日には乾集することはできない。但しその労働が性質上 祝祭日に継続しなければならないとき社その限りではない。(原註~提案説明の引筒、 鉄道およびその他の運送機関)。

(時間外勤務の特別)

第12条 (1) 一定時期にまたは常に定期にもしくは一定期間に、速かに完了しなければならない作業が累積している場合には、第10条および第11条の規定にかかわらず、就 集させることができる。但しその誤労制時間は一週間五十四時間を超えることはで きない。

との規定は労働者の健康と福利に危険な労働には適用されない。

(2) 第1項に言う場合ならびに労働者の健康および福利を保護するための要件は、政令をもってこれを定める。

(女子の生理体暇,産前産後休暇)

- 第13条 (I) 女子労働者は、その生理期間の第一日および第二日に苋葉を強いられることはできない。
 - (2) 女子労働者に対しては、出産予定期日一カ月半および産後または流産後一カ月半 の期間、休日を与えなければならない。
 - (3) 出産予定日前の休日期間は、妊婦の健康保護のため必要である旨の医師の証明があるときは、最長三カ月までこれを延長することができる。
 - (4) 第10条第1項および第2項の規定に拘わらず、なお授乳の要ある幼児を有する 女子には、その就業時間中に授乳しなければならないときは、授乳のために妥当な 機会を与えなければならない。

(年次有給休暇)

- 第1.4条 (I) 一人の使用者または同一組織の数人の使用者のために働く労働者に対しては、第 10条および第13条に定める休日のほかに、毎年少くとも二週間の休暇を与えなければならない。
 - (2) 一人の使用者または一組矮に統合している数人の使用者のもとで六年間継続勤務 した労働者は、三ヵ月間の休暇を得る権利を有する。

(宗教上の機会供与, 五月一日休日)

- 第15条 (I) 第10条第1項および第2項の定めに拘わらず、労働者に対しては、その宗教上 の義務を果すための妥当な機会を与えなければならない。
 - (2) 五月一日には、労働者は、就業の義務を免除されるものとする。

第5章 作業の場所および労働者の宿舎

(作業場,宿舎の衛生要件)

- 第 1 6条 (I) 使用者が提供する作業の場所および労働者の宿舎は、健康および需生の要件に従 わなければならない。
 - (2) 第1項に言う保健の要件に関しては、致令をもって細則を定める。
 - (3) 労働行政担当大臣の指定する労働監督官は、使用者の提供する作業の場所および 労働者の宿舎の保健および衛生上の注意につき、命令する権限を有する。

第6章 責 任

(使用者の義務)

- 第17条 (1) 使用者は、この法律およびこの法律に従って公布される政令に定める諸規定ならびに第16条第3項に言う労働監督官の命令を遵守する義務を有する。
 - (2) 第1項に言う義務は、労働の監督にあたる使用者の職員および第1項に言う規定 カらびに合令を遵守するため、使用者より特にその注意を依嘱された職員またこれ を負うものとする。

第7章 罰 則

(鬼 罰)

- 第 1 8条 (1) 第 17条第 1 項の義務を守らなかった第 17条に言う使用者および監督担当職員 は、これを最高三カ月の禁護または最高五百ルピアの罰金に処する。
 - (2) 達反者が同一の達反のため判決の確定により処罰された後,二年間以内に違反を 犯したときは、最高六カ月の禁錮刑または最高一千ルピアの罰金に処する。
 - (3) 本条により処罰される行為は、これを違反行為と見なす。

(処罰を受くる者)

- 第19条 (1) 使用者が法人であるときは、その法人の経営者に対し起訴および処罰を行う。
 - (2) その法人の経営が他の法人に委託されているときは、その運営に当る法人の経営者に対し起訴および処罰を行う。

第8章 違反の捜査

(達反事項の捜査)

第20条 一般に違反接査の任にあたる官吏のほか、労働監督官および法律により指定されかつ 権限を与えられた者は、この法律におよびこの法律の結果布告された致令に定める諸規 定および第16条第3項に言う命令の遵守を監督し、かつその監督を援助するほか、違 反接査の任をも負うものとする。

第9章 付 則

(終行期日は政令による)

- 第21条 (I) この法律の趋行期日は、致令をもってこれを定める。また一定労働または一定の 労働の種類に関し、この法律に含む規定の全部またはその一部の預次の药行も、ま た致令をもって定める。
 - (2) 第1項に言う政令には、過度規定をも設けることができる。
- 第1条 この法律の若行期日は、政令をもってこれを定める。また一定の労働または一定の労働 の種類に関しておよびこの法律の定める規定の全部またはその一部に関しても類次政令を もって実趋期日を定める。

前記の政令には過度規定をも設けることができる。

- 6. 土地取得に関する手続と留意事項
 - a. インドネシアの土地制度は 1960年に制定された農地基本法により規制されており、土地を得る権利は、下記の 4種類に分類されている。
 - a 私有権
 - b 開発権
 - c 地上推
 - d 使用権

私有権はインドネシア国籍の個人及び政府が指定する政府所有の法人または団体のみが持つと とを許される。

外資導入法に基いて,外国人(外国法人)が取得できる権利は,

- ー農業エステートのための開発権(25~30 年間有効であり政府の指示があれば更に25 年廷 長可能)
- 工業又はその他の用途のための急上権(30年間有効であり、致称の指示があれば更に20年延長可能)
- 使用権は土地使用の目的に応じた特定の期間についてのみ与えられる。

なお、開発権及び地上権付の土地は抵当権設定の対象となりうる。

b. 土均取得の手続

開発権。尨上権または使用権付の土地をインドネジア国籍の個人から購入する場合。

- i) 土地売買契約書を内務大臣又は食地総局長が指示する係官の面前で作成する。(部長または公証人)
- ii) 当該権利の取得に関し負地総局長に申請書を提出する。
- 前) 付与された当該権利をその土地を管括する負地局事務所に登記し土地証書の発格を与ける。 私有権に基く土地は合併会社を含む外国人又は外国法人に対して直接譲渡できないので下記の 手続が必要である。
 - 土地の売主は売却代金を受領後その土地に係る私有権を一旦放棄する。
 - ii) 従ってその土地は国有地になる。
 - 前) 外国人または外国法人は事業内容に基く土地の利用目的を明示して内務大臣または負地能局長に申請書を提出する。
 - jy) 取得した権利を管括する負地局事務所に登記し、土地証書の発給を受ける。 との場合、登記科は土地価格の1%。

なお、売主の土地私有権の放棄と買手の購入代金の支払いに先立って現地の農地局に担談する ことが肝衰である。

※ 工場用地の価格については ■ − 1 工場立地条件参照。



.

				:
				: